

平成18年（2006年）紀北町12月定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成18年12月12日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成18年12月19日（火）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教育委員長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	教 育 課 長	奥野昇眞

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5 番 川端龍雄	6 番 北村博司
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しております。

会議に入る前に、1点だけ報告いたします。

配布しました資料をご覧ください。

平成18年第4回三重県議会定例会において「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」が上程されることとなりました。そのなかでは、県議会議員が国や地方公共団体の公務員等に対して、その権限や地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等の不当な行為をしてはならないことなど、議員の政治倫理基準の規定が設けられることとされています。

これに伴い、政治倫理確定特別委員会から県執行部に対して要請をいただき、県としてはこれを受けて年内に取扱要領を策定することとしています。一定の公職にある者の範囲については、例外なく国会議員、市町議会議員及び市町長も対象としています。

取扱要領案の骨子にあるように、まず、目的が書かれております。最後の部分にあるように「一定の公職にある者から、三重県職員に対して行われた要望等について、その内容の記録及び情報の共有化に関する事務処理等を定めるものとする」とあります。

内容といたしましては、2にありますように、一定の公職にある者から、口頭または電話等により要望、提案、苦情、その他これらに類する行為を受けたときは、要望内容を確認したうえで記録することとなります。一定の公職にある者とは三重県内で選出された県議会議員、国会議員、市町議会議員及び市町長などが対象とされています。

要望等とは、三重県職員に対して契約・発注等の公共事業関係、事業採択関係、許認可関係、採用、人事関係等に関して、要望、提案、苦情その他これらに類する行為ということになります。今後においては、これら確認ができた記録については、三重県情報公開条例の公文書として開示請求の対象とすることとなりますので、その旨、ご報告を申し上げます。

議長

これより本日の会議を開きます。

議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により本日の会議録署名議員に、

5 番 川端龍雄君

6 番 北村博司君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る12月12日に締め切り、すでに執行機関に通知済みであります。なお、一般質問の取り扱いに関しましては、議員の発言時間は30分以内として運営いたします。持ち時間が 1 人 3 分になった時点で、議会議務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に周知することになっておりますので、ご了承ください。

また、一般質問の形式は一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、

質問の回数は特に定めないことといたします。

まず、最初に登壇して質問を行い、あとは自席にて質問をすることを許可いたします。

それでは、7番 玉津充君の発言を許します。

7番 玉津充議員

おはようございます。7番 玉津充です。

平成18年12月、紀北町議会定例会一般質問を行います。

初めての一般質問にあたり、町長に2つのことをお尋ねします。

まず初めに、災害の再発防止と未然防止についてですが、町長は平成18年度施政方針で第1に、安全安心のまちづくりをあげ、防災対策を重点施策として取り組むと述べております。

そこで平成16年9月29日に発生しました豪雨による水害の復旧工事の進捗状況、並びに再発防止対策についてお尋ねしたい。

そのなかで、銚子川の復旧工事は昨年度で完了したと聞いております。現在再発防止として下流部から順次堆積砂利の撤去が進められていると思われませんが、その進捗が遅く計画が曖昧なため、地域住民の不安が積もっております。具体的な計画を示す必要があります。

本年6月に提出されております銚子川・船津川の流域にある旧相賀6区の自治会の要望書について、町長の回答を求めます。

また、沿岸部では防潮堤の耐震性に不安の声もあり、未然防止の観点から防潮堤や民家のうえにある貯水タンクとその配管等の点検を実施しているのでしょうか。実施済みであるならば、町民が安心できるよう知らせるべきだと思いますが、町長の考えを伺いたい。

次に、投票所のバリアフリーについてですが、去る11月の町会議員選挙の際に、お年寄りの方々から、投票所についての改善要望がありました。足の不自由な高齢者が多くなり、投票所で靴を履き替えるのが大変なので、土足のままで投票できるようにしてほしいとのことでありました。バリアフリーの視点で投票所の環境の見直しと、改善が必要だと感じました。

来年には統一地方選挙もあります。すぐにできることから改善を進めるべきだと思いますが、町長の考えを伺いたい。以上でございます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

玉津議員のご質問にお答えいたします。

平成16年災害の復旧工事の進捗状況のご質問でございますが、あの災害から2年が経過し、

その後、関係各位のご努力により災害復旧が着々と進んでおりますことに対し、改めて御礼申し上げます。

まずご質問の災害復旧事業でございますが、国、県、町の順にお答えし、町におきましては両区及び建設課、産業振興課関係にお答えいたします。

国交省関係におきましてはJ R紀勢線の赤羽川に架かる橋梁の橋脚が流出いたしました。災害後、短期間で復旧しております。また国道42号の鷺下地区での崩落、災害復旧につきましては3日ほどで仮復旧を終え開通をいたしております。現在、本復旧工事が進められておまして、進捗状況は現在約64%で、今年度完成予定でございます。

次に県関係の河川の災害復旧でございますが、海山区におきましては銚子川、船津川、大船川の3河川が被害を受けておまして、銚子川、大船川の災害復旧につきましては、すでに完成しております。船津川につきましては災害関連事業と激甚災害対策特別緊急事業の2工事に分かれております。まず災害関連事業の工事進捗状況につきましては、今年度完成予定でございます。また激甚災害対策特別緊急事業の工事進捗状況は、現在約50%であります。完成は平成20年度が完成予定となっております。

次に紀伊長島区の河川は、赤羽川、三戸川、大野内川の3河川ありまして、工事は赤羽川災害復旧助成事業等で復旧を行っております。工事の進捗状況は現在約80%であります。今後も継続して工事が進められ、平成20年度が完成予定となっております。

次に県道につきましては、海山区の県道大杉谷海山線の1ヵ所の本復旧を残すのみとなっております。通行は可能であります。紀伊長島区の国道422号、県道三戸紀伊長島停車場線の2路線につきましては完成しております。

次に治山関係の災害復旧につきましては、本年度完成予定でございます。

次に町の建設課関係災害復旧でございますが、河川工事につきましては海山区、紀伊長島区両区とも完成しております。道路工事の進捗状況は現在約85%でありまして、橋梁につきましては今年度完成予定でございます。

次に産業振興課関係災害復旧でございますが、農業関係につきましては両区とも完成いたしております。林業関係でございますが、海山区の林道につきましては、今年度完成予定でございます。紀伊長島区の林道につきましては、平成18年8月27日の豪雨により、工事中の林道林ノ谷線が切り取り法面の大規模な崩落が生じたため、事業の継続が難しいとの判断により、一部工事を廃止するものでございます。

また林道野又越線につきましても林ノ谷線が通行不可能により、工事着工ができないため、

一部工事の廃止をしようとするものでございます。残りの災害箇所につきましては、今年度完成予定でございます。

紀北町の全体の見通しでございますが、県関係の船津川、赤羽川の復旧につきましては、あと2年ほどで完成予定でございます。町関係につきましては、町道白倉1号線の2カ所が平成19年度に繰越事業となる予定でございます。

次に銚子川につきましては、災害箇所の復旧は完了したと聞いております。また河川内に堆積した土砂の搬出は下流から順次進めておりますが、上流部にはまだ堆積している箇所があり、町といたしましても早急な搬出をしていただくよう、尾鷲建設事務所に再度働きかけていきたいと考えております。

船津川につきましては、災害関連事業の工事箇所1.8kmは今年度完成予定でございます。河口部から上流に工事を進めております3.6kmにつきましては、あと2年ほどで完成予定でございますので、この事業の早期の完成等促進につきまして、尾鷲建設事務所に要望していきたいと考えております。

なお、議員お尋ねの旧相賀6区の要望の件につきましては、国、県には幾度となく強く要望を重ねている状況であります。次に防潮堤の耐震性でございますが、防潮堤等の施設は国の補助事業で設置したものであり、建設時には過去に起きた台風や津波の波浪や潮位の記録を基にして、国の建設基準に沿って建設されたものであります。現在の防潮堤は50年ほど前に建設されたものであり、東海地震や東南海地震に対する耐震性に不安もあることから、耐震性の調査につきまして尾鷲建設事務所に要望していきたいと考えております。また地震による津波対策として被害を軽減するため、防潮扉の自動化に取り組んでいただいております。

次に投票所のバリアフリーでしたですね、そうですね。についてであります。現在紀北町で行われる選挙の選挙区につきましては、合併前の旧両町の投票区を引き継いだ31投票区であることは、ご承知のとおりでございます。

各投票区にある町内31カ所の投票所は、学校、公民館、集会所などが主要施設となっており、土足のまま投票を可能にしている施設は、現在のところ全体の約4割にあたる13カ所であると伺っております。

多くの投票所で求められている建物の段差解消などにつきましては、町が管轄している施設においては一層努力をしてバリアフリー化をしていく必要があります。障害者や高齢者にとっての投票環境は十分であるとは考えておりません。

選挙の投票日には、段差のある施設での足の不自由な方が投票されるときには、選挙事務

従事者による人的介護により補完をしてきているようでございますが、お年寄りの土足を履き替えることが大変という声がある事実から、町といたしましても、投票所に来られた選挙人、すなわち町民に大変なご不便をおかけしていることと思います。

すぐにできることから改善をと、議員のご提案にあります履物のまま投票ができる工夫につきましても、選挙人の方が安全で快適に投票所の利用ができるよう、早速紀北町選挙管理委員会へ早期実現に向けた取り組みを要請してまいりたいと思います。

申し上げます。貯水タンクにつきましても、落差により各家庭に配水する仕組みになっているため、民家より高いところに設置しているのが通常で、紀北町には12カ所の配水池があります。

配水池の耐震調査は、紀伊長島区が昨年実施して、耐震強度の結果が出ておりますが、海山区は実施しておりません。海山区の上里配水池以外の施設は、昭和56年度に建築基準法が改正された後に設置されており、耐震設計がなされているためであります。

耐震調査とは震度6弱から震度7の地震に耐えられるかの調査であります。

配管は耐震調査の対象に入っておりませんので調査はしておりません。議員が心配されております災害での配水池の配管のひび割れによる漏水ですが、民家への2次被害が発生しないよう、点検としてはとのことですが、貯水池から配管は铸铁管を使用し、タンクと一体になった構造で、継ぎ手の箇所もコンクリートで固めており、ほとんどが土中でありまして、極めて頑丈に施工されております。

配水管内の点検となりますと、タンクの水抜きから点検、タンクへの給水など、給水停止が必要となりますので、大変難しい作業となり、通常は行っておりません。

配管の点検として、タンクの水漏れはないか、土地の沈下がないかなど、技術職員による日常の作業点検を行ってまいりますので、ご了承ください。

耐震対策といたしまして、タンクからの配水管に緊急遮断弁を取り付ける検討をしておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

先ほどの町長の回答につきまして、再度質問したいと思います。

災害復旧についてはですね、確かに順次進められておるということで、計画書も出しているだけですか。資料を要求しておるんですが、その計画と進捗状況の。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

資料につきましては、船津川の激甚特別の事業とですね、長島の当初のグリーンの2つの資料でさせていただきます、あとは回答させていただくということで、よろしくお願いいたしますと思います。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

災害の復旧ということについてはよくわかるんですが、今回この16年度ですね大災害が発生した要因というのを考えていきますと、確かに雨が多量に降ったということも原因だと思うんですが、それ以外にですね、山の保水能力の低下とかですね、自然の減少、そういうものが重なって起きたと思うんですが、最も重要なことはですね、河川本来果たすべき水系のですね、状態が弱くなってきているんじゃないかということが考えられます。

そしてですね、銚子川と船津川が合流して一気に大量の水を海に吐き出すわけですが、その河口部分がですね、その役目を果たしているのか、また両河川の川底がですね、砂利等で堆積しております。そういうものが根底の原因にあったんじゃないかというようなことが推測されますので、再発防止という意味ではですね、そのことを十分に踏まえて対策を図っていただきたい。

今でも川底のですね砂利の撤去、これは進めておりますが、住民にはその計画というのがわからないんです。いつまでに自分ところの流域のものが撤去してもらえるんだろうかということですね、雨が降るたびにその不安にさいなまれておる状況であります。

そういうことからですね、是非これは県の施工になると思うんですが、そういう意味でですね、いつまでに、どこまで進めるんだというようなですね計画を示せるように、そのような行動をですねお願いしたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいま申し上げたようにですね、この河川の整備事業、災害復旧事業についてはですね、20年度を目処に完成ということでございます。

したがいまして、河床掘削その他の残った工事についての明確な計画等はですね、今後尾鷲建設事務所等に問い合わせてくださいね、議員にもお知らせしたいと考えます。

以上です。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

要望書という点ではですね、その相賀6区の要望書も出ております。またそれぞれの単位です自治会からも、それぞれのその防災にかかわるような要望がですね出ております。しかしですね、その回答が非常に不親切だと感じております。今年度もですね、その要望書と行政側が話できた機会というのは自治連合会の総会がありまして、その席です、少しの時間述べられまして、書類1枚が提出されたのみです、中身も調査検討するとかです、県に要望しますとかという回答が大半であります。

そのようなことです、このような防災関係の要望に対して行政懇談会をですね、自治会単位で行うような考えは持っていないのでしょうか、町長にお伺いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのような要望がもし現実に発生すれば考えたいと思います。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

もう1つ、要望者側とですね行政側のコミュニケーションについてなんですが、要望事項のその重要性とか、それから予算配分の事情とかですね、技術的な問題だとかいろんなことがあると思いますけども、その中身をですね共に議論するような機会がないのであります。

要望として提出するんですが、それが年度予算のなかでどういうふうに展開されていくのか、そのようなまた予算を検討するような段階のなかです、提出側に対してヒアリングをするようなですね、手法は考えておられないのでしょうか、お伺いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これは町レベルのですね、工事関係であればですね、我々が対応できるものであります。しかしながら、大きな工事になりますと県の事業となってまいりましてですね、どうしてもその必要性があるまでは県にお願いして、そういう場があればいいと思います。

ただ、それは確かに地元住民の要望というのは、これは軽んずべからずでございますけれども、できる範囲内で県とか町もですね、できるだけ応えたいというのが現在の姿勢ではないかと、そのように受けとめております。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

防災関係で最後になるんですが、その防災の対策とか、また要望に対してですね、どのように取り組んでおられるのか、そのへんがですね町民に上手く伝わらないと、皆さん不安を抱くと思いますんで、是非ですね計画化するとかですね、その進行状況だとか、そういうものをですね住民に知らせるような工夫をですね、是非お願いしたいと思います。

次にですね、バリアフリーの件についてなんですが、すぐできることから実施していただけるということで、有り難い回答をもらったんですが、選挙費用についてですね、選挙のために要する費用は、町長や町議会議員選挙の場合は町負担であるというふうに聞いております。それから知事やですね、県議会議員の場合は県の委託事業であって、県のほうの負担というふうに聞いております。

こういうようなことを利用いたしまして、町費を使わずにですね、このような機会ごとに改善をすればですね、随分進むんじゃないかというふうに思いますけども、この考えはいかがでしょうか。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

お答えいたします。

議員ご指摘のようにですね、私もそのように考えておまして、実はですね、先般行われました町議会議員選挙におきましてもですね、まさに地元の選挙でありまして町費でやっております。したがいまして、そこのですね経費も削減するという観点からですね、今まで開票作業につきましても、管理職等につきましても従事させていなかったんですが、管理職に従事させることによってですね、時間外手当等の削減をしてですね、150万円ほどでしたん

ですが、そのようにさせてもらっています。

今、ご指摘のですねこういったバリアフリー化につきましてもですね、議員ご指摘のようにできるだけ地元の経費が少なくて済むような格好でですね、やっていきたいとそのように考えております。以上です。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

今言われたような方法でですね、是非やっていただきたいというふうに思います。残り60%ですか、何かまだ不適切などころがあるというふうに聞いておりますので、順次改善できるようにお願いしたい思います。

以上で、質問終わります。

議長

これで玉津充君の質問を終わります。

次に、18番 垣内唯好君の発言を許します。

18番 垣内唯好議員

おはようございます。

昨年10月11日に合併いたしました、それまでの準備、また合併してからの議員の方々、職員の方々、また執行部の方々のご苦労は大変やったと思います。ご苦労さんでございました。

紀北町の活性化についてちょっとお尋ねいたします。

合併から1年あましということで、大変段取りとかいろんな面で大変やったと思いますけども、私、今度初めて選挙に立たせてもらいまして、そこで大変声が多かったというのは、まず仕事がないということなんですわ。今の60歳がほどこでも定年やと思うんですけども、その60過ぎの人らの要望といたしましては、できるだけアルバイトでもいいから仕事をさせてくれと、そういう声がものすごく多いということを感じました。

それによって、私もいろいろ考えたんですけども、合併から1年あましでちょっといろいろと大変やったと思いますけども、これからは執行部の方々もいろいろ攻める時間に来ているんじゃないかと考えております。そういうとこのこれからの計画を執行部の町長なり助役にいろいろ聞かせてほしいということで、一般質問をさせてもらいました。

私の考えているのは、まず、その交流人口を増やすと、それで紀北町を見てもらうと、よ

その地区へいいきますと、こんだけ海があって自然が残っておる、こんなええところはないという声はよく聞くんですけども、私らが地元におりますと、なかなかそういうことは実感として思わんですけども、やっぱり攻めるという気持ちで交流人口をまず増やしていただいて、まず来てもらうと。

その次に、やっぱりこれから団塊の世代が年間 230万から 240万人、これ私もそうなんですけども22年生まれ、23年生まれ、24年生まれの方が60歳を迎えます。約それが 700万から 750万人、この方々が田舎暮らしをできるような施策をちょっとこれからやってもらえんかなと思ひまして、それにはどういう計画があるかというのを、具体的に聞かせてもらえたらと思ひます。そういうことで一つお願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

垣内議員のご質問にお答えします。

本町の人口は、平成17年の国勢調査によりますと1万 9,963人となり、5年前と比較して1,399人の減となっております。また老年人口比率も32.8%と高齢化が進んでおります。少子高齢化は町の活力を減退させることとなり、本町にとって重要な課題であることは私も十分認識いたしております。

また、当地域の有効求人倍率は、県北中部では1.58に対し、0.91と非常に厳しい状況が続いており、高齢者のみならず若年層においても働く場の確保が課題となっております。

議員のおっしゃるとおり、本町の人口減少の歯止めとして交流人口を増やし、定住を促進し町を活性化していくご意見には、私も全く同感でありまして、今後ともより一層の取り組みを行ってまいります。

今後も定住人口の減少緩和、維持に努めるとともに、交流人口の増加に向け、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

本町は、豊かな自然や世界遺産の熊野古道などの貴重な歴史的、文化的資源に恵まれているとともに、これらの豊富な地域資源を活用した観光産業をより一層推進することで、交流人口の増加に取り組んでまいります。

団塊の世代につきましては、昭和22年から昭和24年の3年間に生まれた約 680万人の方々に、我が国の人口の約5%を占めておりまして、これらの方々が今後新しい生活スタイルを始めようとしております。

これら団塊の世代の方々の定住促進を進めることは、過疎化が進む当地域におきましては、人口減少の抑制になりますとともに、地域経済の活性化につながるものと考えております。

定住につながるためには、まず町を知っていただくことが大切であります。さまざまな交流活動を展開することにより、町の魅力を感じていただくことが必要と考えます。今後ホームページ等を通じ、町の情報発信を積極的に行うとともに、新しいライフスタイルを求める都市住民の方々に短期間滞在していただき、田舎暮らしのなかで自然や農林水産業を生かした体験を通じまして、私たちの町をPRしてまいりたいと思います。

住民の皆様が、住みやすいと感じる町は、町外の方にとっても住んでみたい町でありますことから、総合的な環境整備を整えてまいります。

また、定住対策といたしまして、空き家等の有効活用にも取り組み、地域の活性化を図りたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長

18番 垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

16日から24日までですか、年末の港市、これは大変私16日ちょっとお邪魔したんですけども大変な盛況で、これだけの人がどこから来たのかなというようなあれなんです。

入り込み客というのか、そのお客さんのまあまあ数というのは把握しておるんですかね。

議長

北村助役。

北村文明助役

16日から24日までということで、年末港市、役場もかわり、実行委員会で民家の方々とご一緒に開催させていただいております。

9日間の予定でございますが、最初の3日間で目標人数の3万人を達成したということでございます。現時点で3万人を達成したと。

このままいくと、土・日は1万 1,000、1万 4,000、そして昨日で 4,000人という数字が実行委員会のほうから発表されております。おそらくこのままいきますと、今週の週末はさらに大変な数の方が訪れるようになるのではないかと、こういうふうに思っております。

議長

18番 垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

ありがとうございます。ただこちらのほうは、当町は天气が悪いという弱点というんか、欠点というんか、そういうものがあるわけですけども、そういうことも考えてこのいろいろ事業やっていかなあかんのやないかと思うんですけども、まず港市なり、いろいろ町へ来ていただきまして、次は古里温泉もいろいろ盛況で、ご盛況なんですわ。ただ古里温泉については風呂へ入ってそのまますぐに帰るということで、ほかに遊ぶところがないという弱点がありますもんで、これからもいろいろとそういうこともお願いして、そこで大体半日ぐらい過ごせるような施設にしていきたいなという、私は希望を持っておるんですけども。

ただ、今聞いた港市ということに関しましては、県の応援といいますんか、補助といいますんか、随分県の人が、県のほうが力になってくれたと思うんですけども、それも一応この三重県南部のほうの過疎対策というか、そういうことでやってくれたんですかね、ちょっとそこの趣旨が私はっきりわからんのですけども。

議長

北村助役。

北村文明助役

今回の港市につきましては、県にかなり多大な応援をいただいております。

といいますのは、事業費そのもので県の補助をいただいているだけじゃなくて、そもそも紀北町、あるいは紀伊長島の港、これをですね精いっぱいPRしていただく、マスコミ、雑誌、それから旅行会社を含めまして精いっぱい働きかけていただくということで、多大なご努力をいただいております。

議長

18番 垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

ありがとうございます。やっぱりこういう三重県の南部、ほぼこちらから行きますも尾鷲にしても熊野にしても御浜町も紀宝町も、ほぼ同じような財政難に苦しんで、同じような状態と思うんですけども、その分だけ紀北町については一応津に近いということで、ちょっと有利な面もあるんかと、そこで国道42号を走っても初めて海が見える場所ということで、少しは有利な面もあるかなと思うんですけども、我々住民にしても議会にしてもある程度執行部との協力で、これからちょっと攻める紀北町ということでやっていかな、ちょっとこれから大変になってくるんやないんかなと思いますもんで、私らもいろいろ努力いたしますもんで、執行部の方も一つ頑張ってください。

私の質問これで終わります。

議長

これで垣内唯好君の質問を終わります。

次に、10番 岩見雅夫君の発言を許します。

10番 岩見雅夫議員

皆さんおはようございます。

10番 岩見雅夫、平成18年12月定例会の一般質問を行います。

本日は2つ質問を大きな点ではさせていただきます。

合併して紀北町が誕生しましてから1年と2ヵ月が経過をいたしました。紀北町としての、初の議会議員選挙も行われまして、議会としても新しく体制を整えて町民の信託に応えて、新しいまちづくりに臨もうとしております。

現在は、本年度残り3ヵ月余となった時点でありまして、来年度予算に向けた行政としての取り組みも行われていると、そういうふうに考えます。

そこで、4月から実施に入った本年度の重点施策の実行状況はどうなっているのか、この点につきまして一定の検証をさせていただき、今後残された課題について質問をしたいと思います。

以下、町長が示しました平成18年度の重点施策、事業の順番に沿って質問をさせていただきます。

まず最初に、安全、安心のまちづくりの問題であります。防災に関しまして先ほど玉津議員からも質問がありましたけれども、この防災関係のなかでですね、特に台風、豪雨対策につきましては、町長は未曾有のこの災害を受けましたが、18年度も復旧事業を計上しておって、復旧事業についてはほぼ完了するものと、そのように年度の冒頭の重点施策で述べられております。

もちろん国、県による激特事業等ですね、なおこれからも実施されると思いますけれども、ここではですね、紀北町の町単部分、この点についてですね復旧事業が本年度中に完了するかどうか、この点についてまず第1点答弁を求めたいと思います。

それから2つ目としまして、地震、津波対策の問題であります。この問題につきましても、紀伊半島沖地震を経験しまして、多くの教訓が出されました。そのなかで白浦をはじめとしてですね、白浦、引本浦の赤石地区にすでに津波避難用のステーションが建設をされておられて、3基目として引本浦の本町にこの津波避難ステーションが建設されるということが

決定をされております。

すでに議会の総務財政常任委員会の現地調査も終了しておりますして、工事が待たれているところなんです、この工事着工が若干予定よりですね遅れているように思います。工事着工がいつになるのか、また年度内に完了できるのかどうか、この点についてですね質問をさせていただきます。

こういった防災関係につきまして、重点施策のなかでは紀北町の防災計画、それからこれに関連して国民保護法に基づく紀北町としての計画を策定するということが言われております。資料提出はですね、かなり膨大なものになりますので、また策定されればですね、当然議員に配付されることと想定しましたので、資料提出は求めなかったんですが、これらのですね防災計画と国民保護法に基づく紀北町の計画の策定の実施状況はどうなっておるのか、この点について報告を求めたいと思います。

それから安心、安全のまちづくりのなかでですね、2点目としまして生活排水の対策の問題が謳われておりました。この重点施策のなかで述べられた生活排水対策とのかかわりでですね、具体的に指摘をしたい点があります。ここでは海山区の町内、特にこの相賀本地の地内からですね、船津川に注ぐ町が管理している水路、いわゆる排水路の川なんですけども、これについてはですね適切な管理がされていないのではないかというふうに感じております。

相賀の裏山ですね、山地から川が流れておりました、相賀の町内を通っております。この源八川という川がですね、非常に汚染が激しくて悪臭が耐えないということですね、住民の方からの苦情もいつものように出されております。またこの川にはですね不法投棄がされている実態もあるんですけれども、川が大きいためにですね町内で行っている、区なんかで行っているクリーンクリーンデーの作業ではですね、この清掃は無理だということになっております。この点についてですね、管理を適切にやっていただきたい。

それからもう1点ですね、これと関連しまして相賀地内の本地のところからですね、船津川べりに水門がありまして、そこに排水路が流れるようになっております。これはこの点につきましてですね、土砂が堆積をしておりました、水路が通過しないものですから、非常にこの悪臭がですね夏になるとするということで、住民の方からの苦情も寄せられております。水路に非常に近いところなので、水門と水路の関係のですね、担当課の管理が明確ではないのではないかというふうにも考えるんですが、この点についてはですね、町としての適切な管理をすべきではないかと考えます。この点について具体的な問題ですが、質問をさせていただきます。

それから3点目としまして、高速道の紀勢線の進捗状況の問題であります。この近畿自動車道の紀勢線工事につきましてはですね、本年の4月19日に国土交通省、三重県、それから中日本高速のこの3者による議会説明が行われたところであります。また去る11月の26日には海山区でですね起工式も行われました。これらの具体的なこの町内でのですね、工事の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

起工式には議長出席しておるんですけども、この議会説明という点ではですね欠けているのではないかと、このように感じております。その点について議会説明も含めてですね、どのように対応されるか、まずこの点もお聞きをしたいと思います。

それから具体的な問題としまして、重点施策の事業のなかでですね、海山インターチェンジ周辺の総合的治水対策を具体化するということになっておりますが、これはですねどのように進んでいるのか。また同時にですね便ノ山地区については景観に配慮した整備をすることになっておりますが、この景観に配慮した便ノ山地区の整備というのはですね、具体的にどのようなものなのか、この点をお伺いしたいと思います。

それからもう1つは、産業の振興の問題であります。産業振興、農業、林業、漁業の振興策がたくさんあるわけなんですけど、特にこのなかでですね、林業振興について木材の需要拡大施策としてですね、この地元材を使った木造住宅建設に対する新制度を紀北町全体として実施するというふうに重点事業では示されております。

このですね支援制度の具体的な内容、それから紀北町全体として実施するというのはですね、今まで一部旧町のときに実施されていたのをですね、紀北町全体に及ぼすということだろうと思うんですけども、どのような形をとって実施をされるのか、この点についてのお尋ねをしたいと思います。

それから福祉と文化教育の関連なんですけど、同僚議員からもですね福祉問題、教育の内容についてですね質問がある予定でございますので、重複を避けましてですね、まずこの点については教育問題の施設の問題についてお尋ねをしたいと思います。

重点施策では、子どもたちが安全で安心して学ぶことができる学校環境をですね整えるという点になっております。そのなかで学校教育施設のですね耐震化の整備を進めるというのが18年度の重点施策になっております。相賀小学校の地震の耐力度調査、これはですね結果はどうなっているのか。またこの結果によって校舎改築の検討をするということになっておるんですけど、他の学校のですね結果の状況もありますので、これらがですね改築の検討がどのようにされているのか、この点をですねお尋ねをしたいと思います。

今、学校校舎は防災面では避難所にもなっていておきまして、防災対策の面でも関連してですね非常に整備が急がれていることだと思います。その点についての整備計画があればですね示していただきたいし、これに対する方針の説明を求めたいと思います。

それから重点施策の最後の部分で、5つ目として行財政改革の推進が言われたんですけども、今この行財政改革の問題のなかです、非常にこの日本の社会全体で格差が大きく広がってきておきます。今、労働ビッグバンというふうな状況も言われておきまして、ビッグバンというのは宇宙の大爆発からとっておる表現なんですけども、この大きな変化ですね大変化が出ておる、そのなかで非常にこう無権利状態になっている人たちがおおく、NHKのワーキングプアでもですね、特別報道がありましたけれども、非常に格差が広がっているという状況になっておきます。

この問題で、紀北町で見た場合にですね、合併によって行政水準は維持しますというふうには、基本的な方針が町長から謳われておるんですけども、例えば町職員のなかでもですね、臨時職員の方の待遇は引き下げられたままの状態であって改善がされておりません。この点につきまして、12月には年末手当が支給されたんですが、こういった場合の町臨時職員の方のですね、支給基準は改善されているのかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思えます。

以上で1番の点を終わらしまして、2番の問題に入ります。

2番として野々瀬地区のですね、土砂採取事業がどうなっているのか、この点についてお尋ねをしたいと思えます。これ本年度工事のですね進捗状況はどうなっているのかという点なんです、本年の8月の4日に全協説明がありまして、工事がですね17年の4月からストップ状態というふうには報告をされております。跡地利用の問題等にも大きく影響しますので、この全協説明後のですね、その後の状況はどうなのか。また今後の見通しについて明らかにしていただきたいと思えます。

以上で、第1回の質問を終わらしまして、あと答弁を待って再質問をさせていただきたいと思えます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

岩見雅夫議員のご質問にお答えします。

平成16年9月29日、大水害の災害復旧事業は平成18年度で完了できるかの、ご質問でござ

いますが、紀北町担当の災害復旧事業につきましては、年度末には2ヵ所の復旧箇所を残し完了予定でございます。残りしました2ヵ所の工事につきましては、海山区の町道白倉1号線の復旧工事でございます。この路線は非常に激しく災害を受けており、平成16年度から平成17年度に施工いたしました2号箇所から4号箇所までの工事では、河川内に工事用道路をつくりながら復旧を行いましたが、幾度となく豪雨により工事用道路が流され、また単線路線のため復旧に日数がかかり、現在に至っております。町道白倉1号線の13号箇所、14号箇所の2ヵ所は、平成19年度に繰り越す予定でございます。

次に引本本町地区津波避難ステーション建設工事につきましては、去る12月7日に入札を実施し、工事の発注をいたしております。まもなく引本中京福祉会館の取り壊し工事が始まり、その跡地に津波避難ステーションを建設いたします。

なお、工事の完了は平成19年3月23日を予定いたしております。

次に生活排水対策とかかわってのご質問に、お答えいたします。

議員もご承知のことと存じますが、海山区の相賀本地地内から船津川に流れる河川が、源八川とこぶた川の2つの河川があり、この地区の生活排水の放流先にもなっております。町はこれまで2つの河川の清掃について、土砂、ヘドロの除去、草刈り等に予算をかけて実施してまいりました。また今年度も2河川の土砂、ヘドロの除去、清掃を引き続いて行っております。その他6月と7月には環境管理課の職員で、JRからプライスカット付近まで、放置されたバイク1台、自転車2台、洗濯機等の電化製品3台、その他植木鉢、トタン等20点ほど回収作業を行っております。

ご承知のとおり、不法投棄は夜間や人目につかないところが多く、また目撃者も少なく取り締まることが非常に困難であります。町では町民の皆様から通報があった場合は、職員が現地に趣き、廃棄物を確認するとともに、投棄場所の所有者や管理者に連絡をとり、その都度対応しているのが現状でございます。

悪質な不法投棄の通報につきましては、関係機関と密接な連携によって迅速、かつ的確な処置を行うとともに、不法投棄をできる限り少なくしていくことが重要であり、町広報やケーブルテレビ等により啓発活動を継続していきたいと考えております。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりますと、厳しい罰則規定がありますが、清潔で美しいまちづくりは、町民一人ひとり自ら不法投棄はしないという気持ちが大切であろうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に近畿自動車道紀勢線その後の工事進捗状況につきましては、近畿自動車道紀勢線の尾

鷺北インターチェンジから、紀伊長島インターチェンジの間は本年度より直接国土交通省紀勢国道事務所が実施する形で事業が進められております。すでに海山区の便ノ山地区につきましては、新直轄区間で最初の工事として銚子川下部工事が発注され、去る11月26日に議員がおっしゃいましたように、盛大に起工式が開催されたところでございます。

尾鷲インターチェンジから海山インターチェンジ及び前柱地区につきましては、昨年度道路の幅杭設置が完了し、本年度5月に用地立会いを済ませ、便ノ山地区につきましては一部用地買収が完了し、その他の地区につきましては現在個別に交渉の準備、及び一部個別交渉を実施しているところでございます。

馬瀬地区から紀伊長島インター地区につきましては、今年8月より順次設計説明会を開催し、現在海山区につきましては全区間の用地幅杭設置、及び用地測量の立会いを実施中でございます。

紀伊長島区につきましては、三浦、道瀬、古里、加田、出垣内、山本地区で設計説明会を開催し、うち三浦、道瀬、古里、加田地区におきましてはですね、用地幅杭設置用地立会いを進めているところでございます。

出垣内、山本地区については、引き続き設計説明会を開催し、地元のご理解、ご協力を得るよう努力しているところでございます。

また、道路構造についても新直轄区間全線にわたり、工事発注図面の作成と同時に、補足測量、ボーリング調査を実施しております。国土交通省からは来年度において用地買収、及び工食用設計図が完了したところから、順次工事に着手したいと聞いております。

有料区間となります田山地区におきましては、一部用地買収が完了し、個別の交渉を進めていると聞いております。工食用道路につきましてはすでに着手されております。

また、ご承知のことと存じますが、この12月14日から20日まで、ZTV5チャンネルで紀勢国道東紀州事務所の横山所長が、近畿自動車道紀勢線の事業概要につきまして、ご説明をいただいておりますので、どうぞご覧いただきたいと思います。

次に海山インターの治水対策につきましては、紀勢線を担当する国土交通省、内頭川を担当する三重県、それに町建設課と協議を進め、国が実施している紀勢線の整備による道路排水等については、現況どおり同一の流末処理をするなど現況改変がないよう計画中と聞いております。また、河川管理者である三重県におきましては、平成18年度から船津川及びその支流、内頭川と往古川等の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に着手しております。

次に便ノ山地区の景観に配慮した整備とは、具体的にどのようなものかということについて

て、そのご質問でございますが、議員もご承知のようにこの地域は非常に景観がすばらしいところでございます。近くには種まき権兵衛の里があり、対岸にはキャンペーン海山があり、その間を流れる銚子川は大変きれいな川であります。この間を通過する近畿自動車道紀勢線は設計の段階から景観に配慮していただくよう要望しておりまして、まず自然景観と調和するよう橋梁の色彩につきましては、1年中背景に溶け込む深緑、深い緑色ですね、を取り入れ、橋脚及び橋台のデザインにつきましては、橋脚はスリットの化粧型枠により陰影をつけ、橋台は布積みの景観を考えていただいております。また、盛土部分につきましては、なだらかな盛土にしていただき景観に調和した植栽を考えていただいております。また、ここには将来、権兵衛桜を植栽していく計画をしております。

次に産業振興関係の木材住宅建設に対する支援制度であります。平成15年度に木材住宅新築促進事業奨励金制度を定めて実施しているところであります。

地元木材を使った新築木造住宅に対しまして、その固定資産税相当額を3年間支援するというもので、地元材の需要の拡大策としてまず町内の方に利用していただいて、木造住宅の良さを知っていただき、地元材を使用した木造住宅の建設が普及していくことを願っているものであります。

本制度の利用状況といたしましては、平成16年度から18年度のこの3年間に、54件の方が申請をしております。またこの支援制度につきましては、合併と同時に紀伊長島区にも広げて実施しています。

続きまして臨時職員賃金についてであります。平成17年12月、平成18年3月議会において、近澤議員の一般質問にお答えいたしました。臨時職員の賃金につきましては社会情勢の変化によって、賃金の単価について見直しをしていくということが、合併前から決定しておりました。そのなかで昨年の人事院勧告におきまして、一般職の職員につきましては4.6%程度の給料の引き下げを行っておりますが、臨時職員の賃金につきましては引き下げを見送っております。

今年の人事院勧告におきましても、一般職の職員の給料改定の勧告がなかったことから、臨時職員におきましても今回の12月の割り増し賃金につきましては、昨年と同様の支給率となっております。

しかしながら、今後も社会情勢の変化等を踏まえ、臨時職員の業務内容や職種等さまざまな観点から適正な待遇になるように検討してまいりたいと考えております。

次に野々瀬地区土砂採取につきましては、8月8日に全員協議会で説明した以降の動きと

いたしましては、11月17日に水谷建設株式会社の代表が来庁し、今後の予定を報告していただきました。

そのときの内容でございますが、水谷建設としてはいろいろなことで社会を騒がせ、当町においてもご迷惑をかけてきたが、会社もやっと落ち着きを取り戻してきており、自力再建を目指して建て直しを図っていくとのことでもございました。

当町における野々瀬地区の土砂採取については、来年の5月の連休明けごろから搬出作業を再開する予定とのことでありました。搬出先等につきましては今の時点では公表できないので、理解してほしいとのことでもございました。

会社としては、この搬出において全量搬出を目的としており、早期に事業を終わらせるとともに、速やかに撤退したいとのことでもございました。来年3月ごろには搬出先となる相手方と本契約に営業努力を行っているところであり、その時点には搬出量や搬出先も明言できるとのことでもございました。

これらのことから来年5月31日に、今回の土砂採取の許可が切れますが、3月末ごろに再度更新申請を県に行う予定であるとのことで、よろしくお願ひしたいと申しておりました。

町といたしましては、現在の許可期限内に土砂の搬出は難しいと考えられますので、次の許可期限の更新申請を速やかに行っていただき、残りの土砂 328万 m^3 につきましても早急に責任を持って搬出していただくよう要請していきたいと考えております。

以上でございます。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

おはようございます。

岩見議員のご質問にございました相賀小学校の調査の状況報告でございますが、すでに耐震調査の終了しております本校舎につきましては、本年度は耐力度調査を行うということで予定をしております。冬休み中からですね、3学期中には完了するよう、そのように進めております。他の屋内運動場及び別館校舎につきましても耐震調査が未実施でございましたので、耐震調査のほうを本年度中に完了する予定でございます。

その調査結果をすでに終わっております長島区の各学校の調査結果と総合的に判断しまして、そして両区の学校施設の改築、または耐震補強工事等の年度計画を決めていきたいと考えておりますので、よろしくご了解願ひたいと思います。

また、改築するにあたりましては、16年度の大洪水の教訓を生かして、自然災害等から住民の生命や財産を守る活動が可能な信頼性の高い構造、非常時の災害避難機能をあわせ持つ施設となるよう配慮していきたいと思っております。

以上です。

議長

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

まず最初ですね、安全、安心のまちづくりに関する防災関係の問題ですが、一応私の質問した具体的内容についてはですね回答がありましたので、この点については了としたいと思います。

それから生活排水対策に関する質問に対してですね、いろいろ不法投棄、あるいは河川排水路ですね、清掃や土砂の撤去の問題について町長から報告がありましたが、いずれにしてもですね、これらはかなり住民の側からの申告があったり、要望が再三行われた後においてですね、実施をされているというのが現状ではないかと考えますので、もう少しですね全体の管理について長として責任を持ってですね、速やかな対処を行っていただくように特に要望をしていきたいと思えます。

それから高速道路の関連の問題ですが、いろいろテレビのお話もありましたけれども、私もそれは見ておりますけれども、私の言いたいのはですね、起工式での資料の問題等も含めまして、やはり非常にこう重要な問題であり、町民の関心も高い問題でありますので、こういった紀勢線の工事の現状や、あるいは設計の問題についてはですね、議会説明を適切に機会をつくってやっていただきたい、このことをですね是非要望したいと思います。

私、今、起工式の関係については担当課ですね、資料をいただいてきましたけれども、やはり質問がなかったり、あるいは議員としての調査活動等ですね、資料請求がないと状況がわからないということではですね、やはり問題だと思いますので、この点についてはですね、是非議会への適切な説明の機会を持たれるようお願いをしたいと思います。

それから支援制度の問題は、そういうことではないかというふうに想定をしておりましたが、前回までですね旧町時代に海山で行われていた、そういった支援の制度をですね、紀北町全体ですというのには長島のほうにも適用して実施していくということですね、これは非常に今関心の深い問題でもあり、地元産業にもかかわりの深い問題ですので、是非とも拡大枠を広げてですね実施をしていただきたいと思えます。

それから校舎改築の教育委員会の関係の問題について、1点質問したいんですが、耐震度調査がですね終わって、今後改築等を進める場合にですね、いくつかの学校があると思いますが、その検討というのは改築の検討というのは具体的にどういう形でですね、対処していくんでしょうか。まだそこまでは方針は出していないということでしょうか、もう少し具体的に説明を求めたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

耐震調査をやったあとはですね、耐力度調査をいたします。その結果、数値によって改築、あるいは補修を分別してですね、改修すべき校舎がおそらく数校出てくると思いますが、それは地元の方々、あるいは教育委員会、それから行政側も一緒になってですね、この問題を総合的に議論し決めてまいりたいと考えます。

議長

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

総合的にというのはわかるんですけどもね、そここのところの具体的なですね対処の仕方というのですか、これは教育委員会とも協議してということになるだろうかと思うんですが、非常に難しい点もあろうかと思います。何校か出てきた場合にね。そういった点についてはまだ具体的に検討してないということでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

まだその段階に至ってはおりません。

議長

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

先ほどの高速道関連のですね、議会説明等の今後の措置なんですが、要望しましたが、町長のほうとしてはこういった対処どのように考えておられますか。議会説明が必要ではないかというふうに申し上げたんですけども。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

起工式はですね、議員がおっしゃるとおりですね、この東紀州地域で、また紀北町にとりましても非常に記念すべき高速道路の起工式でありましたので、今後そういう大事な記念すべきものについては、議会の議員の方々にお知らせするよう努めてまいりたいと、そういうやに、質問の趣旨がちょっと取り違えましたんで、今の取り消します。

議長

取り消さんと答えていただいたら。

奥山始郎町長

それでは議長の許可を得てそのまま続けます。

今後ですね、高速道路建設の進捗状況につきましてはですね、説明会を開催してまいりたいと考えます。

議長

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

野々瀬のですね工事の問題なんですけども、先ほどの説明ではですね水谷建設からの説明がありですね、5月連休明けごろから搬出にかかるということが説明されました。5月31日でしたかね、期限はね。そういうことで5月連休明けごろからではですね、とてもこの期限内には工事が完了しないのではないかというふうに危惧します。

水谷建設も全量排出を行ってですね、速やかに撤退したいというふうに言っておるようですけれども、問題はですね跡地利用等の問題でですね、工事がこのように大幅に遅れてですね、再三この期限が延期、契約期限が延期されると、今年度もですねもう5月31日、来年の5月31日まではとても完了しそうにないということで、先ほど期限の問題も考えを述べられましたけれども、こういった契約の不履行というのですか、そういった事態になるとですね、跡地利用として町がいろんな緑化施策の問題も考えていたけれども、それがこのできないと。

17年の5月にですね、この最終計画の認可申請に伴う意見というのが県に出されておりますね。この点についてこの最終跡地についてですね、緑化対策を講じることとか、あるいはこの近隣のですね民間の施設に対して影響を及ぼさない問題とか、さらに漁業者や漁業活動にですね影響を及ぼさない適切な対策を講じるといったような点が、意見として町からですね三重県に対して述べられておるんですけれども、こういった対策はですね適切にやられてい

るのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことにつきましては、水谷建設のほうで誠意を持って対応をしておると認識しております。

10番 岩見雅夫議員

じゃ以上で終わります。

議長

これで岩見雅夫君の質問を終わります。

議長

ここで暫時休憩します。

11時15分より開始いたします。

(午前 11時 00分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 15分)

議長

次に、12番 平野隆久君の発言を許します。

12番 平野隆久議員

ただいまより通告に従いまして一般質問を行います。

当町は昨年10月に合併して紀北町となり、早1年を迎えました。議会議員の在任特例も終わり、この12月1日より新しく22名の議員も決まりました。住民の方々にとって紀北町がさらに住みやすい環境になるために、我々議員も気持ちを新たに再度気を引き締め直して議会活動に取り組んでいかねばと考えております。

さて、理事者議会等で発言しておりますとおり、当町の財政は緊迫しております。住民の方々もその点は十分理解しております。しかし、理事者にはそのなかでも住民の最低限のニーズに応えた住民サービスはやらしてもらわねば困ります。そのためには自己財源の確保、有利な補助金の確保、行政経費の削減等々に努力され、住民の方々にとっての有益な施策をするために、数多い施策のなかで的確な優先事業を定め、政策を進めていただきたいということを、まずは要望させていただきます。

今回、これらのことを憂慮し、紀北町の現況と今後の方向性について一般質問を行います。

まず最初に、今年の4月に町長の諮問機関であります行財政推進委員会からも答申を受け、6月に平成18年度から22年度までの5カ年の紀北町行財政改革大綱が策定され、今年度中には具体的な数値目標を設定したアクションプログラムもでき上がると聞いております。

紀北町としては初めての行財政改革大綱ではありますが、旧両町のときからも行財政改革大綱は作成されております。しかし、内容的にはほとんどが以前に作成された行財政改革大綱の条文と変わっていないのが実情であります。変わっていない条文についてはしなかったのか、したがさらにする必要があったのかが不透明であり、したとしてもあまり効果が出ていない実情も見えます。

そうすると今後平成23年に策定される行財政改革大綱にも、今回も施行されずにまた同じような条文が掲載される恐れもあります。今回はそうならないようにしっかりと、今回の行財政改革大綱に沿った改革を実行し、成果を上げていくということをお願いしたいと思います。この点を十分理解し、今回も引き続きする施策においては実績報告を含めた今後の方針、また新たに組みこんでいこうとする施策については、今後の方針をできるだけ具体的に答弁をしていただきたいと思います。また、現在策定中のアクションプログラムにおいては、その時点で公表できるものがあればお聞かせください。

続いてZTVの行政チャンネルについてですが、住民の方々が参画されている行事や行政の情報や議会の放映がされ、非常に好評であり、多くの住民の方々がご覧になられています。その点をさらに有効に活用することを施策のなかに盛り込んでいただきたいと思い、今回質問させていただきます。

経済において国全体では景気の向上は見られるというものの、当町ではまだまだ冷え込んでいるというのが現状であります。それでこの行政チャンネルを活用をして当町の経済を向上できないものかと考えております。先ほども申しましたように当町は財政が緊迫しており、税金も落ち込んでいる状況であります。町の経済が向上することによって必然的に税金のアップにもつながるわけでありまして。

例えば行政チャンネルに民間業者の宣伝広告を募り、動画放映の下段に带状広告を掲載させるといったようなものは考えられないのか。また放映の時間枠を提供するといった方法は考えられないのか。そのほかに町が発行している広報誌についてですが、以前、私が10年ほど前、議員になる前でしたが、商工会の役員として出席した行政との懇談会の場で、町広報誌に商店の広告が掲載できないのかと依頼したこともありましたが実現しませんでした。今回はそういうことも考えられないのか。

確かに公共性のあるメディアに商行為をすることはさまざまな問題もあると思いますが、皆で知恵を出し合って一考する意義はあると思います。そのためにはもちろん公正公平性を守るため、とりまとめを公共的な立場の団体に依頼することも必要になってくると思いますし、仮に放映ができたとしてもZTVとの放映料の値上げ問題も出てくると思いますが、それと同時に放映収入も入ってくる分で相殺も考えられます。

とにかく当町の冷えきった経済を温めるためには、何かアクションを起こすことが大事であり、民間も交え皆で知恵を出し合うことが大事であり、行政としてもできるだけ町内の経済向上に協力していくことを考えるべきであると思います。この点について町長のお考えをお聞かせください。

続いて合併前に起きた平成16年9月の水災害の工事の進捗状況についてお伺いしようと思っておりましたが、前者議員の質問と重なり、河川の修復状況についてはご回答いただきましたので、その点は割愛させていただき、水災害の工事の影響による紀伊長島区の十須の簡易水道の汚れの改善についての質問をしたいと思っております。

この件に関しましては今年度の8月8日の臨時議会において、水道事業会計補正予算（第1号）に簡易水道改良費として設計業務委託料700万円、急速ろ過機設置工事請負費7,500万円が計上され認められましたが、その後の進捗状況はどのようになっているのか。またそのとき何社かの指名入札を予定していると聞いておりましたが、現時点で入札が終わっていれば落札業者名と金額や工事予定をお聞かせください。

また、これによる現時点でかかっている経費の総額と、汚れが起きた原因についてお伺い

したいと思います。この点につきましては、今日工事入札結果がわたされましたので、その点の詳しく説明をお願いしたいと思います。

あと関連につきましては、自席にしてお伺いさせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

平野議員のご質問にお答えします。

行政改革についてですが、民間の方で構成されていた行財政改革推進委員会から、本年4月に行財政改革の推進に関する重要事項について答申がなされました。この答申と国からの指針等を踏まえ、役場内で組織する行財政改革推進本部において、6月に紀北町行財政改革大綱を策定いたしております。

今までの旧町の大綱と引き続き実施するものについて、まず行政評価システムにつきましては、旧両町時代から導入に向けて議論を進めてきたところですが、行政改革システムとは事業の評価、見直しを行うことであり、限られた財源を有効活用するため、また住民サービスの観点からも重要な取り組みであると認識いたしており、導入に向けて進めてまいりたいと考えております。

重点施策の絞り込みにつきましては、厳しい財政状況のなかでその財源を有効活用するためには、平成19年度の予算編成において行いたいと考えております。

事務事業の整理統合についてはアクションプログラムのなかで検討しております。

入札制度や契約のあり方については、より公平性と透明性の確保のため、予定価格の公表を実施しており、今後も公平性と透明性の確保のために、見直しできるものは実施していきたいと考えております。

次に議員ご質問のZTVの活用についてですが、行政放送は行政情報、まちの話題、団体紹介に代表される映像放送が15分間、講演会などのお知らせを紹介する文字放送が15分間、合計30分間の行政放送を毎週木曜日から水曜日まで、朝6時から夜の12時まで繰り返し放送をしています。

さて、議員ご質問のZTVの活用についてですが、現在、担当課におきまして行財政改革の1つとして、行政放送を用いた広告宣伝、いわゆるコマーシャルを導入できないものかと検討中でございます。

私といたしましては、議員ご指摘のとおり地域経済の活性化等を考慮した内容として、さ

らに検討し、早い時期に実施したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

災害工事の進捗状況について、十須簡水の濁りは、十須区民の皆様にご迷惑をおかけしております。本年8月8日の臨時議会でもお知らせしましたように、濁り対策としての給水は50回に及んでおりましたが、赤羽川の右岸工事の完成とともに回数は減少し、以後4ヵ月での給水は14回となっております。

しかし、19年度に入りますと県の此ヶ野橋の架け替え工事が始まりますので、再び水道水が濁ることが予想されることから、8月の臨時議会でお認めいただきました浄化対策としてのろ過機の設置工事を先般発注したところであります。

設計業務につきましては8月に4社によります指名競争入札で、津市の富士設計コンサルティングが598万9,000円、請負率88.9%で落札し、10月10日に完成いたしました。ろ過機の設置工事につきましては12月7日に13社によります指名競争入札で、紀北町の株式会社銅勝が6,972万円で落札しております。請負率は94.9%、工期は来年3月16日までとなっております。

現時点で汚れに対する経費は、9月末までの経費であります。ダンプほかの燃料費7万4,000円、止水板設置252万円、地下水調査75万7,000円で、計398万1,000円になります。これにろ過機の設計委託料598万5,000円、ろ過機設置工事6,972万円を加えますと、合計で7,968万6,000円になります。

汚れが起きた原因は、井戸の濁りの原因にはいろいろな要因があると思われま。雨水の増水による濁りや、赤羽川の災害復旧工事が本年1月から始まるとともに、濁りが発生したことから、河川工事も影響しているものと思われま。以上でございます。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

それでは、まず最初に行政改革大綱について何点か答弁いただいておりますが、その点について逐次詳しくちょっと説明をお願いしたいと思うんですが、まず最初に答弁にありましたが、行政評価システムの構築についてなんですけども、この点に関しては旧紀伊長島町の行政改革大綱にも平成15年度の、載っていたんですが、あのときの行財政評価システムを導入すると、検討中であるという話で進んでいないと、また今回も載っていてまだ進んでいないと、実際本当に進めていただくようになっているのか、検討するためにどういふうな

委員会等立ち上げてやっているのか、具体的にどのように今後進めていく、スケジュールとして具体的な内容があるのか、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

行政評価システムについてはですね、今後順次進めてまいりたいと考えておりますが、具体的なことにつきましては、担当課長に答弁させます。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

お答えいたします。行政評価システムの導入についての具体的な作業スケジュール等のご質問だと思うんですが、行政評価システムの前にですね、アクションプログラムの今後の取り扱いについての説明をさせていただいたうえで、その分をご答弁させていただきたいと思っております。

アクションプログラムの作成につきましては6月に、今も町長から答弁させていただきましたように大綱をつくりました。それに基づきましてですね、実施計画、アクションプログラムをですね策定すべき作業部会を立ち上げまして、これまで4回の部会をですね、それぞれの委員同士の協議は別として、全体会議としては4回の作業部会を立ち上げましてとりまとめをしております。

それでやっとですね、ある程度の案として部会としての案ができてましてですね、この27日に予定をしております本部会議のほうにですね上がってくるということで、その場で今後議論をしてですね、本町としてのアクションプログラムをですね策定、とりまとめることにしております。

このなかでですね、今議員がご指摘の行政評価システムにつきましてはですね、大変重要な取り組みだと認識をしております、旧紀伊長島町のアクションプログラムにおきましてですね、導入にかかると、検討するということの記述をさせていただいております。今回のですね、今の部会の案のなかにもですね、そういう観点から進めると、導入を図って実施していくという形でのとりまとめ案になっております。

今後ですね、今申しましたように本部会議でこのアクションプログラム全体がですね、とりまとめできればですね、それに基づきまして具体的にそれぞれの実施項目につきましてで

すね、取り組んでいくということで考えております。以上でございます。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

行政評価システムにつきましては、国の方針としても地方行政の改革指針として、随分以前から出されていると思うんですが、それとまた当町旧町を通じて施策として重要施策として重点置かれてやる方向で進んでいると思うんですが、今まで進み具合がどうかというと、少し疑問もあり、ただ今、課長の説明では今回このように進んでいるという話を聞かせていただきましたんで、これやはり重要ということを鑑み、今回はきちっとしたシステム構築をお願いしたいと思います。その点をよろしくお願いします。

また、この行政改革大綱には出ていないんですが、答申のなかで人事評価システムの導入についてすべきということで、確か載っていたと思うんですけども、人事評価システムの導入についてはどのように考えておられるのか、答弁をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

人事評価システムにつきましても、できるだけ詳しく担当課長のほうでお答えさせていただきます。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

お答えいたします。人事評価システムの導入につきましては、4月18日に民間の構成する行財政改革推進委員からの答申のなかでもですね、人事評価システムの導入を図るべきということのご意見をいただいております、今現在ですね、町村会でですね加入する町15町なんですが、そのなかでですね1つの参考案としてのものをとりまとめようということのなかでですね、4月から町村会のなかへですね、担当レベルなんですが、係長レベルですが、その担当者を集めてですね、評価システムの案を今策定中でありまして、18年度から19年度の2カ年でとりまとめるということで、今、作業を進めているところでございます。

以上です。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

行政評価システムも大事な施策であり、また人事評価システムも今後これ時代の流れといえますか、大変重要なシステムとなると思います。今後4月以降に案を練るということなんですけど、昇任試験等含んだいろんな難しい問題も合わせたシステムになると思うんですけども、その点を十分案を練って有意義なこのシステムに構築していただくということを要望していきたいと思いますので、その点もよろしく願いいたしたいと思います。

あと地方税の先ほど壇上で申しましたように、自主財源の落ち込み、財源が大変難しいということで、地方税、町民税等がなかなか確保出来得ないというのが現状で、紀北町となつて確か12、3億円の町民税ということなんですけども、やはりその税込アップが自己財源の元になると思いますので、税込アップについて税率アップについての今後の取り組みの姿勢を答弁をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お答えします。税率アップの施策についてでございますが、国内の景気は国においては税込増が報じられるなど、回復の明るい兆しが見えるものの、町内の景気、雇用情勢は依然として低迷が続いておって、厳しい状況であります。

平成18年度予算においても昨年度に続き、町民税等増収を見込めないなど、町税環境は明るさが見えていないのが現状であります。歳入の15%に満たない規模のものでございますけれども、町民サービスを支える自主財源として重要なものとして位置づけております。

徴収については、納税の公平性の確保のため、全力を挙げて取り組んでおり、徴収率の向上と滞納繰越額の縮減に努めております。その率につきましては17年度現年課税分は95.15%、滞納繰越分8.16%、県下の平均を下回る状況でございます。

ですから、今後ですね、納税は本来自主納付であり、納期限内の自主納付に努めてもらうよう広報誌等を活用し、納税意識の高揚を図ってまいります。あわせて納付忘れのない町税の口座振替を推奨しながら、経済的な事情等で町税の納付が困難な方の相談を随時実施できる体制を整備してまいります。以上です。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

先ほど申しましたように、徴収体制強化を十分図っていただき、今後とも努力をお願いしたいと思います。

それではちょっとこの行財政改革大綱には載っていないんですが、答申書のなかにもありますように、地域協議会についてですね、地域協については従来の自治会との役割を明確化するとともに、真に活用を図られたいという答申が出ておりますが、行財政改革大綱には載っていないんですが、この点について現在地域協議会がどのような活動をして、どのような結果を出しているのかについて、説明をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

地域協議会につきましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、紀伊長島区と海山区において、平成18年2月23日に発足したことは、議員ご承知のとおりでございます。

初めに、活動状況についてであります。紀伊長島区地域協議会におきましては、これまで4回の協議会を開催しております。そのうち地域協議会の役割、方向性についての協議がかなりの時間をかけて行われました。このなかで地域協議会は住民と行政の協働を推進させるための組織であり、住民の自治意識の育成を図るという役割に重点を置きまして、住民に対しても行政に対してもまちづくりについての働きかけを行っていくという方向性を見出し、当面の活動テーマを防災のまちづくりとしております。

このことから、まず防災について基本的な知識習得が必要ということで、紀伊長島区自主防災会とともに8月から現在まで協議会と別に4回にわたる防災研修、視察等を行っており、これらを踏まえ行政に対する意見の集約をし、12月11日付で防災のまちづくりに関する意見書として提案をいただいております。

また、海山区地域協議会におきましても、紀伊長島区と同様に協議会の開催と災害復旧工事の進捗状況や島勝浦体験型イベント交流施設等の管内視察を実施し、海山区の課題、問題点、住民と行政の協働によるまちづくりなど、行政全般に関することについて協議をいただいております。以上でございます。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

地域協議会につきましては、当面ある協議会ということでつくられましたので、ある以上はやはり有意義に活動していただきたいと思いますので、その点を含めて、できるだけ有意義な協議会になるようお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと答申書にあります徹底したコスト意識に立ち、すべての行政経費について予算化、執行段階における具体的な見直しを模索し、経費削減を図るといふ項目がありますので、その点なんですけども、前に、以前に各審議会の委員会等の報酬等のことについて、前僕も意見を言ったんですけども、1年経ち、やはりその見直しすることも大切じゃないかなというふうに思いますので、また一律に条例等の報酬の、委員会等の報酬が決まりましたが、やはり実際に1年経って、活動状況を見て各々で、すべてじゃなくても活動状況のなかにおいて、やはり検討していくということも必要じゃないかと思ひますので、その点を含めてやはり見直していくという姿勢を持っていただいて、今後検討していただきたいと思ひますので、その点をお願ひしたいと思ひます。

また、補助金等なんですけども、補助金等についても結構指摘もされておりました、全体的な負担金交付金等含めた補助金等については18億 8,700万円、全体ではあります。これはそのなかでも必要、どうしても出さなければならぬ補助金というのの中に入っていますので、一概にすべて検討できる問題ではないんですけども、なかにもやはりいろんな補助金のなかで検討すべき補助金もあると思ひますので、その活動状況に応じてやはり検討していくということが大事じゃないかと思ひますので、どういうふうな活動している、きちっとした報告をいただいて検討していく、やはり全体的にもう補助金はこうだよではなくて、やっぱりその都度その都度このことを考えていくという姿勢を持っていただきたいと思ひますので、私ども議員としてもそのなかに政務調査費というのが入っておりますので、自分らたちもきちっとしたことも考えていかなあかんというふうに考えてますので、その点も含めてほか全体をやっぱり考えていただきたいとお願ひしたいと思ひますので、その点について答弁をお願ひします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のご指摘については、そのように私も感じて、考えております。今後ですね、行財政改革のなかでですね、実際問題として歳出削減、歳入の増ということを考えていくべきでありましてですね、補助金、今言われた補助金の問題についても客観的な評価をしていくべき

ではないかと、そのように考えます。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今、町長からもそういうように答弁をいただきましたので、言葉だけじゃなく、本当にその紀北町のためになるような施策についてお願いしたいと思います。

必ず減らせということではないんです。有意義にやられる活動しておる方については、きちっとした補助をしていただきたいと、ただ違うところはやっぱり見直していただきたいと、そういうことをお願いしたいと思いますので、そのところよろしく願いいたします。

それでは全体的に行財政改革大綱ということで、僕が一番思うのはやっぱり職員の意識改革ということが、大変これも重要になってくると思うんです。頑張っている職員の方も確かにいますし、やはり職員の意識改革を少しやってもらわな困るなという職員の方もみえます。一概にすべてがこういうふうにしなければならないということでもないんですが、やはりきちっとした意識を持って行政にかかわる職員の方がやっていただくということが、一番大事であり、またそれが住民の方々にとってもそういう姿勢を見て、住民の方も協力してもらおうということが大事だと思います。

そのなかで思うんですが、いろいろこの職員の意識改革ということで4項目出されているんですけども、私はその町のほうで見えますと、職員の、例えば個人、職員の仕事として参加するのではなくて、個人としてね町の行事とかいろいろあるんですが、催しものとかあるんですけども、個人として職員の方が参加している人はどうなのかなと思いますと、なかなかこう自主的に個人で参加している方が少ないんじゃないかなというふうに思われがちなんですわ。確かに仕事としてはかかわる方は結構みえるんですけども、やはり個人として、やっぱり町のいろんな行事に関しては個人的にも参加していくという意識を持ってかかわっていただきたいと思うんです。

そういうことによって、いろんなその意識が高まってくると、町のことにかかわっていかないけないんじゃないかという、意識が高まってくということもありますので、やっぱりその点を仕事じゃないんでね、ここまでしなさいということで町長も言いにくいところあると思うんですけども、意識としてやっぱりそういうこともやっていただきたいと思います。その点についてまず一つ答弁お願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

行財政改革を実施し推進していくのですね、重要な課題、テーマはですね、意識改革だと認識しております。そういう意味で今議員がおっしゃったような観点からですね、この問題をとらえて職員全体がそれをよく自己のなかでですね練って、それを具体的に見せていく、これが大事であると考えます。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今、町長言われましたように、私も意識改革というのがやっぱり一番根底に、一番重要なことだと思いますので、その点を十分お願いしたいと思います。

答申書には載っている、この行政改革大綱には載ってないんですけども、大事な言葉として答申書には自己決定、自己責任、説明などの能力を向上させ、専門的な分野の幅広い知識、習得を目指してほしいということで、答申書に載っていたんですけども、この行財政改革大綱には載ってないんですけども、この点を僕は大変重要な意識の問題だと思っていますので、この点もあわせて、職員の方にいろんな意識を持っていただくということをお願いしたいと思います。

時間もなんですが、続いて2番目の行政チャンネルについて質問させていただきます。

この点につきましては、町長から今検討中ということでお返事、答弁をいただきましたので、タイミングちょっと良かったかなというふうな気もするんですけども、私はやはり経済の低迷というのがものすごく紀北町全体、大変深刻な問題になっていると、町長はこれは十分理解しておられると思うんですけども、やはりその経済の低迷というのが、大変紀北町にとって痛手となっている現実があります。国では全体としてはね、もう景気が上向いていると言ってますけども、なかなかその途中では経済がなかなかまだ高揚してないというのが現実であります。

その点において行政チャンネルを通じて、今後商業的なことも考えていただくということで、前向きな答弁いただきましたもので、有り難いと思うんですけども、ただ答弁のなかにはありました今後検討していくという答弁だけですので、僕の言いたいのはやはりそういうことをするんだったら、やはり有意義なものになるために、行政だけで考えるんじゃなくて、やはりそういうことに携わる人らの知恵をいただくと、やはりその行政だけの方が考え

るとどうしても中身が、本当にどうなったらいいかということがなかなか難しい問題が出て、本当の具体的な案が出ても本当に有意義なものになるのかというのが、今まででもちょっと首を傾げることもいろいろありましたんで、こういうことは特にね、やはりかかわっているものの知恵をもらおうと、そういう場に皆で知恵を出し合ってやっていくということが、一番大事になってくると思うんです。

これだけに限らず、ほかの場面でもそうなんですけども、どういうことに関してもやはりその現場でかかわった人間に知恵をもらおうと、それを必ずするというのではなくってね、やはりその知恵を出していただくということが、一番大事になると思いますんで、行政チャンネルについてはある程度答弁いただいたんですが、今の点も含めて再度答弁をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

すでにですね、新聞等で三重県においても小さなことなんですけども、封筒かな、に名前をちょっと入れたというようなことは聞きました。新聞記事で。そのようなことが一つの時代背景となりつつあるのではないかと、そう受けとめています。

行政だけで考えないで、そういう携わっている民間の方々の知恵をいただくと、議員がおっしゃいましたね、まさにそのようなスタンスが必要ではないかと考えます。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今、町長から答弁いただいて、そういうふうにしていただくということですので、必ずそういうことを心してやっていただきたいと思います。

あと聞き漏らしか、答弁漏れちょっとわからないんですが、町広報誌に掲載広告、掲載なんか考えられないのかということをお伺いさせていただいたんですが、その点について答弁はしていただいたんかな、もし答弁漏れでしたらお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

町の広報誌も1つの公的な機関としてですね利用できないかということは、今後検討すべ

きでしょう。そのことについての今その議論が進んでいると思います。担当課で答弁をいたします。ちょっとお待ちください。

議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

お答えいたします。先ほどからのケーブルテレビでのですね広告といいますか、ものと、それから町広報誌での広告、それから今私どもで検討しておりますのは、インターネットのホームページ、町のホームページでのバナー広告というものでございます。3つをですね、現在検討しております、これは行財政改革の一環としてアクションプログラムにもですね、載せるつもりであります。ですから来年度の早い時期に実施すべくということで、現在課内で詰め作業を行っている状況でございます。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今の、企画課長からも答弁いただきました。ある程度具体的な方向で進んでいるというふうにお伺いしてましたんで、アクションプログラム等にも含んでこられるということですので、今いろいろこう質問させていただく内容が、アクションプログラムにも具体的な内容として載ってくると思いますんで、またその点をまた見させていただきまして、またその方向性をきちっと出していただきたいと思います。

何度もくどいようですが、やはり財政のね、経済の高揚にできるだけ、行政は行政や、商工業者は商工業者やじゃなくてね、やはりこういう時期ですんで、またほかのことにしてもそうですけども、いろんな方々と協力して、皆で頑張っていこうじゃないかという姿勢を持っていただきたいと思いますんで、その点もよろしく願います。

続いて十須の簡易水道の汚れの改善ですね。これは私は一般質問をこれしようと思って考えていたんですが、今日実は入札の状況について一覧表が、今日出ましたんで、ある程度これが質問させていただきたいということで、いつきていたんですか、入札結果も今日いただきまして、町長からも答弁いただきましてお聞かせいただいたんですけども、これにつきましては、ある程度汚れ、水の汚れがありまして、地区の方々大変不便を感じていたというのが現状でありまして、理由はいろいろ災害等における原因だということなんですけども、やはり住民の方が水というのが大変重要な問題ですんで、困っていたというのが現状なんで

す。

8月8日の臨時議会において、それがろ過機を設置するというので、今回こういう状況でろ過機を付けていただくという工事が始まるんですけども、やはりそういう緊急性のある工事ですんで、できるだけ早く進めていただいて、工事も3月16日でしたんですけども、少しでも早く工事が終わるように努力をお願いしたいということを、請負業者の方にもお願いして、その点を十分お願いしたいと思います。

経費的にもこのことによって7,900万円、全体の経費ですけども、結構金額かかっておりますんで、その点も今後あまりこういうことがないように、事前に注意できることがあれば今後ともしていただきたいと思いますんで、この点ちょっともう一度この点について、町長のお気持ちを含めて答弁をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

地元の方々にはいろいろご迷惑をおかけしたことは、誠に申し訳なく思いますが、この度のろ過装置設置によってですね、ある程度の水は安定的に供給できるものと思います。議員が言われるようにですね、できるだけ早くこの工事が無事進捗するよう努めてまいります。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

ある程度、町長からもいろいろ答弁いただき、前向きに検討していただくという答弁いただきましたんで、あとまとめに入りたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきますが、今回、私が質問させていただきました意図を十分理解していただき、今後とも続く大変難しい行財政運営を乗り切っていただきたいと思っています。

また、この困難を理事者だけに託すのではなく、行政、住民が一体となって乗り切らなければならないことも事実であります。そのためにはお互いに協力し合うことが大切ですが、住民のほとんどの方々は受け身の立場であるのも現実であります。住民参画によるまちづくりを提唱している理事者であるわけでもありますから、積極的に住民に参画を促し、決まった人たちばかりでなく、本当にそれぞれの分野で頑張っている人たち、理解している人たちと情報交換をし、形式的ではなく、本当の意味での住民と行政が協働していくというこ

とを推進していただきたいと思います。

その点を十分理解し、しっかりと舵取りを要望し、お願いをして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長

これで平野隆久君の質問を終わります。

議長

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時から再開をいたします。

(午後 0時 03分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

議長

1番 東篤布君の発言を許します。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、安全、安心な活力溢れる夢あるまちづくりを目指してですね、合併して早1年が経過をいたしました。しかしながら、国が今打ち出しておられるところの三位一体政策が全国の弱小市町村に対してですね、財政を窮地に追い込んでいる現状であります。我が紀北町においても例外ではない。この逼迫した財政難を乗り切るには、我々がですね率先し、住民に協力をお願いし、官民一体となる以外にないこのように考えます。

そのためには長期展望に立ち、将来に禍根を残さない行財政運営を行うべく、執行部と議

会両輪が一体となり全町民に訴えかけ、方向を示すべきときだと考えます。

掛け声だけで終わらないためにも、住民の皆様理解していただけるような明確な答弁を切望いたします。

まず、今回は大きく2点、そしてこの2点のなかをですね、いくつかに分けて質問させていただきます。まず第1点目は、夢の育める、夢の持てる4年間の具体的な政策、いわゆる実施計画、長期計画でなくて実施計画、具体的にお願いしたいと、こういうことでございます。細部にわたりますとですね、1として特例債の予算で計画している事業、具体的に3点上げていただきたい。優先順位で結構です。

2点目は、夢にまで待ち望んだ高速道路の現状と今後の課題点とこうなっておりますが、この点におきましても現時点での進捗状況と、起こっている問題等お答えいただきまして、細部にわたりますでは自席で質問させていただきます。

3点目、介護保険の見直しで、今現在起こっている現状等を説明していただきたい、このように思います。

4点目は、少子高齢化という言葉がもう随分長く使われておりますけども、掛け声はですね聞かれるんですけども、この具体的な少子化対策、高齢化対策が見えていない。このような声が聞こえてきます。

そして関連しましてですね、少子化問題を考えるときに、そして高齢化を考えるときに地域全般にわたり、そして各企業に対してですね、具体的な政策があるのかなのかという点。またそれに関連して我々各条例もこう出てまいりますけれども、その点も自席でやらせていただきます。

質問の大きな2といたしましては、財政再建計画、行政改革とよく言われておりますけれども、掛け声だけでなくですね、具体的にこのようにして再建計画を立てていくんだと、それをお示し願いたいとこのように思います。例えばごみの減量化ですね、今現在当町には長島区と海山区とですね、2基のRDFプラントがあるわけですけども、数年前から環境課長とも話をしまして、今後はこのようにしていったらいいんじゃないかという話も、RDFの爆発の事故以来やってきておるわけですけども、いまだにですね具体的にこのRDFプラントの先が見えてこない。毎年毎年加算していく減価償却費はもとよりですね、修繕費等が上がってきておるだけでして、当初にお願いしておった何とかこの2基あるプラントを1基にできないかという提案をしたわけですけども、それがいまだに見えてこない。その点をどのようにお考えなのかを具体的にお答え願いたい。

そしてごみの不燃物ですね、最終処分場、それが今現在、長島の名倉という地域にございますけれども、今まで何10年もやってきておるわけですけども、その都度期間延長のときにですねいろいろ問題が起こっております。トラブルが起こっています。なぜそのような問題が起こるか、理由はいろいろあるんですけども、その点に対してですね、地元の協力してくださっておられる地元の皆様に、地元に対して何らかのですね恩典があるのかないのか。

そしてなおかつ、財政難と言われておりますけれども、今現在、海山管内の船津川下流においてですね、また新たな最終処分場を計画しておるやに聞きます。数字を聞きますと約10億某、そのごみ処分場10億某ですけども、それをつくるがゆえになおかつ新たな堤防をつくらなければならない、その堤防をつくるということが地域住民とのですね条件、交換条件になっておるといように聞いておりますが、それが事実であるのかどうかという点と。

環境課はつかんでおる予算と、それだけでは足りない部分の建設課がつかんでおる予算等も明確に示していただきたい。それでなおかつ、本当に今現在、この財政が逼迫しておるなかにおいてですね、今現在、長島区にあるごみの最終処分場はもう1ヵ所必要なのかどうかですね、確かに長島管内にあるところの処分場は、あと5年ほどかな。で期限が切れると思います。

しかし、そのごみの減量化を図って、もう少し期間延長できる努力をされておるのかという点と、なおかつその場所で再度にわたって期間延長お願いしてですね、地域の皆様のご理解をいただいてですね、期間延長できないのかどうか、それをされておるのかどうかという点も聞きたい。このように思います。

3点目はですね、前者の議員さんも質問されておられましたけれども、この紀北町にはですね、耐震診断のまだ済んでいない学校が数校ございますが、今現在、建設課が中心となってやってくれておるわけですけども、この長島区ではもうすでに耐震診断、耐力度試験等が済んでですね、もう建替えありきという校舎が3校ございます。これから海山区の学校の耐震結果が出て時点です、私は思うところにはもうかなり傷んだ学校も、老朽化した学校もございますので、耐震補強では済まないのではないかとこう思うわけです。

そこで建替えなければならない、大切な子どもを預けておるわけですからね。ただその時点において耐震結果が出てから考える。もちろんそれは結果が出ないと考えられない部分もあろうかと思うんですけども、出る前から考えておかなければならない点はあるのではなからうかと思うわけです。例えば統廃合を考えるとときにですね、この合併問題のときに約1年半になりましようか、2年前になりましようかね、船津中学と、そして潮南中学との統合

の話が出ました。それは本庁舎を船津中学に持っていくから統合するのではない。統合問題は事前から考えておられたと、そのときに理事者側の答弁がございまして、住民説明会のおりにも 200名からの住民の皆さんが、もう少し我々に考える時間を与えてくれないかと、涙ながらに訴えたご婦人の方もおられましたけれども、政治的判断という点でですね、住民の皆様が考える余地を与えていただけなかった。

これらのことを考えても、これから数校の学校を建替えようとしておるときにですね、教育委員会のほうはどのようにお考えなのか。当然、子どもの数も激変、激少してきています。その時点で建てようと、この時期に、この十分に考える時間があるこの現時点でどのようにお考えか。私はそのようなものの考え方をスタートとしてきた時点から、事業がスタートとしたのではないかとこう思うわけです。結果が出てからでは遅い問題もあるのではなかろうかと考えますので、以上の点を詳しく説明していただきたいとこう思います。

前人の議員さんと重複する点もございまして、その点はですねご容赦いただきまして、私なりにまたもう一度質問をぶつけてみたいとこう思います。

細部にわたっては自席でさせていただきます。また担当課の課長さんのご意見等もお聞かせ願いたいとこう思います。よろしく申し上げます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

東篤布議員のご質問にお答えいたします。

特例債で計画している事業についてであります。議員ご承知のように合併特例債は市町村建設計画に基づき行われる事業であって、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備、合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備、市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するため、類似の目的を有する公共的施設を統合するための事業などの事業費に対し、95%を充当することができ、その元利償還金のうち、70%が普通交付税により措置される大変有利な地方債であります。

平成18年度においては河川施設の整備に 2,560万円、地震津波対策に 1,880万円、地域振興基金の積立に 1億 1,400万円、過疎対策事業債の対象とならないものに合計 1億 5,840万円の合併特例債の借り入れを予定しております。

平成19年度以降の借り入れについては、現時点において具体的な計画はございませんが、合併特例債よりも有利と考えられる過疎対策事業債もあることから、これらを組み合わせた

うえで、必要な公共施設の整備を行ってまいりたいと考えております。

高速道路の現状等に関しましては、前者議員に対して説明いたしましたので省かせていただきます。

次に介護保険の見直しで起きた現状と、町独自の対策でございますが、介護保険の改正につきましましては、特別養護老人ホームなどの居住費と食費の負担の改正が17年10月にありまして、赤羽寮の場合であります。一般的な入所者の平均で申し上げますと、施設サービス費の減額分と居住費、食費の負担増になる分を差し引きますと、7,500円ほど増額となり、負担が増えているのが現状であります。

また、18年4月の改正におきましては、主な改正の1つとしまして、認定区分の改正がありました。これまでは要介護1から要介護5までと、要支援の6段階でありましたが、今回の改正によりまして、要介護1が要介護1と要支援2に分かれ、要支援が要支援1となり、要介護1から要介護5までと、要支援1と2の7段階となったところであります。

この要支援1、2に認定された方は要介護状態にならないよう予防を重視した予防給付が導入されましたが、軽度者へのサービスが下がったとも言われております。

また、要介護1以下の利用者につきましましては、介護保険でレンタルが可能であった介護ベッドなどの利用ができなくなりましたが、ケアマネージャーが利用者の身体状況や主治医の意見書などにより、必要性があればケアプランに明記して利用することもできるのではないかと考えられます。しかし、大半の方は利用できなくなり、これまで利用していた方は不便を感じているものと考えられます。

町独自の支援策につきましましては、町財政のこともあり行っていないのが現状であります。

紀北町の人口は、平成17年の国勢調査では1万9,963人となっておりますが、65歳以上の高齢者は6,556人となっており、平成7年の5,487人から10年間で約19%の増加を示している一方、14歳以下の年少者は2,349人で、平成7年の3,225人から10年間で約27%減少しています。

本町では、これまでは就業の機会が限られていたために、若者が都会へと流出するために起こる社会的要因により人口減少が続いていましたが、今後はこれに加え少子高齢化の影響により、人口の自然減や人口構造のアンバランス化に拍車がかかることが予想され、地域の活力が低下していくことを懸念しています。

地域の活性化や企業の誘致、企業起こし、医療の確保は雇用の拡大や少子高齢化、過疎地域の振興策として、町の重要な政策であり、子どもから高齢者まで健康で安心して暮らせる

まちづくりを進め、総合的な少子高齢化対策を進め、地域の活力を高めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いてごみ減量化 R D F プラント 2 基稼働問題、財政再建計画で町民の皆様にお願ひすべき具体的案件について、ご質問にお答えします。

ごみの減量化と R D F 施設の稼働の問題でございますが、現在、ごみ処理は従来の焼却、埋立から排出抑制、循環処理へと転換しており、紀北町もさらに循環社会のシステムを進める必要があります。現行の分別品目にその他廃プラスチック等の追加も検討いたしたいと考えています。

ごみの減量には家庭ごみの減量化が最も重要であり、徹底した資源物の分別収集が必要ですが、これには住民の皆様のご協力が不可欠であります。ごみが減量化されることにより、処理負担が軽減され、課題となっている R D F 施設の統合も無理なく進められると思われま

す。また、ごみ処理費用が増大していることから、家庭ごみの有料化についても検討が必要ではないかと考えています。家庭ごみの有料化は他の自治体の例を見ても、ごみの減量化に大きな効果が認められています。

家庭から資源として排出されるものは無料で収集し、ごみとして排出されるものについては有料で収集することとすれば、資源物の量が増加し、ごみ量は減少するとともに、ごみの減量化に積極的に取り組んでいる人と、そうでない人との不公平感も解消され、費用負担の適正化が図られるものと考えます。

さらに家庭ごみの有料化は歳入増につながり、町民サービスの向上施策も可能になるのではないかと考えます。

続いて不燃物処理場の現状等についてお答えいたします。

紀北町の不燃物処理場は、紀伊長島区の紀伊長島不燃物処理場と、海山区に海山不燃物処理場の 2 施設がございます。紀伊長島不燃物処理場は昭和 59 年に供用開始され、当初埋立容量が 3 万 1,200^mで、埋立期間は平成 6 年までの 10 年間の予定でございましたが、過去に二度の嵩上げを行い、現在、埋立容量は約 2.3 倍の 7 万 900^mの施設規模に変更されていますが、現行のとおり運営いたしますと、平成 23 年ごろまでに埋立が終了すると予測されます。

また、海山不燃物処理場は昭和 56 年に供用開始され、埋立容量は 1 万 5,000^mで、当初埋立期間は平成 3 年までの 10 年間の予定でございましたが、搬入制限等により、現在まで延命化を図ってきましたが、現在、残余埋立容量はほとんど残っていません。

このことから、旧海山町では平成16年度から新不燃物処理場を建設するため、用地の取得及び環境現況調査、地質調査、概略設計等を実施しています。計画は紀北町に引き継がれ、新不燃物処理場の建設計画を推進する必要があると認識しています。

しかしながら、現在の紀北町の厳しい財政状況では、早期の事業着手は困難であり、既存施設の運営方法も見直す必要があると考え、この方針が定まりましたら、議会にご説明したいと考えておりますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、地元協力に対する援助のご質問でございますが、これといった特別な援助などはしておりません。町の廃棄物行政にとって重要な施設であると認識され、ご理解、ご協力をいただいております。

なお、処分場の事業費や公害影響、遊水池面積の縮小などにつきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

学校の件ですが、東議員のご質問にありました合併協議の問題となったような、住民不在という指摘でございますが、合併する場合は、まず該当する校区の保護者、住民の意思を問うことが原則であると思っております。

今後、紀北町において学校改築の計画を立てる場合、学校の長い歴史と伝統、または地域の学校として果たしてきた役割なども考慮に入れ、地域住民と十分に協議し、計画を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長

山本環境管理課長。

山本善久環境管理課長

お答えいたします。不燃物処理場ですね、現在までの状況と、それと事業費のご質問でございますけれども、事業費につきましてはですね、先ほど町長が申しましたように、平成16年度から旧町で取り組んでおりまして、平成16年度に旧海山町で用地取得、また立木補償等行っております。その際の事業費でございますけれども、約 2,620万円ほどでございます。用地の取得面積が約 1万 4,000㎡でございます。その他建設にかかります調査等でございますけれども、これにつきましては旧海山町の平成17年度の事業で当初予算に上程されまして、その後、紀北町に引き継いでおります。

その内訳でございますけれども、事業費が約 1,840万円ほどでございます。これにつきましては生活環境影響調査の事前の調査でございます。また現況測量、またボーリング、概略

設計等を行っております。事業費の概算でございますけれども、約15億円という、あくまでも概算でございますので、そういう数字が出ております。

不燃物処理場ですね、設計のタイプというのがございまして、計画地の面積、また地形的な条件からですね、旧海山町におきまして概略設計を出す時点でコンサルタントに条件を与えてございまして、不燃物処理場のタイプはですね被覆型、要するに屋根付き、壁付きというタイプでございまして、そういうタイプでコンサルに概略設計を委託しておりますので、現在のところ約15億円というような概算の数字が出ております。

またですね、公害等の影響でございますけれども、先ほど言いましたように、非常にコンパクトな水の処理施設ということで、先ほど言いました屋根があるということで雨水の処理はしなくてもよいと、不燃物処理場の場内にはですね、搬入された廃棄物から出る浸出水のみの処理という計画になってございまして、なかで発生されます水の処理につきましては場内で循環してですね、ほこり防止等の散布に使うということで放流は一切考えておりません。そういうような計画でございまして。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

はい、1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

建設のほうにも先質問したはずですけどもね。議長、答弁漏れで、先ほど1問のところ町長ちょっと質問勘違いされておられるので、ちょっと議長から注意してあげてください。前人者の質問と私の質問と違うはずですけどもね。同じなので削除しますって、高速道について、高速道という名前は一緒ですよ。しかし、前人者のされた質問と僕のいうた質問と違うんじゃないですか、前もって説明してあるんですよ、そういうことは。

前人者に説明したので削除しますって、僕の言うておること違うじゃないですか。だからそのところ議長しっかり言ってやってくださいよ。質問内容と違うじゃないですか。

議長

ただいま質問者からご指摘がありましたので、その点についてご答弁をお願いいたします。奥山町長。

奥山始郎町長

申し遅れまして誠に申し訳ありません。

現状と申し上げるのは、つまり去る11月26日に紀勢線紀伊長島インターから尾鷲北インタ

一までの高速道路の起工式を挙行政たしまして、いよいよこの高速道路が開始されるという
ような現状であります。

しかしながら、この高速道路建設のなかにはいろいろの課題がまだたくさん残っておりま
して、これは今後の国、県、町の努力しなければならないところであろうかと思ひます。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

2点質問がございますので、一度にいくとわかりにくくなるので、1点ずつ整理して聞か
せていただきたいと思ひます。

いわゆる夢の持てる4年間の具体的施策ということでしたけども、今そのなかで特例債の
予算をお聞きしましたけれども1億8,000某という、いわゆる特例債の予算もっとあるわけ
でして、その都度考えていかれる予定であつてですね、今現在、何も使い道を考えてないと、
このように受け取つてよいのかどうかという点と。

2点目におかれましては、高速道路の現在起こつてゐる現状と、現在、現在起こつてゐる
問題点と書かなかつたのが悪いかも知れませんが、今現在いろいろ問題が起こつてゐます。
そしてそれを踏まえて今後の課題点はどうかという点をもう少しですね、例えば用地交渉の
問題等が非常に後手に回つております。三重県のおっしゃるのに25年までに完成させようと
思ふのであればですね、当然高速道路を希望する我が当町としてもですね、もっともっと県
に対して協力せねばならんところ思ふわけですがけれども、実際ですね、地権者等の皆さん
のお話を聞いておつても問題が多々あるんじゃないかろうかと、その点はどこまで把握されてお
つて、今後それをどのように解決しておこうとされているのか。

もっと具体的に言ひますならば、用地の評価基準がですね随分違つておひまして、当長島
区のある土地でありますけれども、この場で金額は言うのは避けますけれども、その差額を
言ひます。17万円という差額が出てます。その点を町長ご存じかどうかです。その点の予算
も、町の予算を捻出してですね、国にこうやつて出しておる点もあるので、そこらをご存じ
なのかどうか。

それともう1点、4番目の少子高齢化のところですね、絞つて企業に対して、医療に対
してですね、どのようにお考えなのかという点を、もう少し詳しく説明していただきたいと、
こう思ひます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいま用地基準、評価基準について今議員がおっしゃった17万円の差額は、初めて私は知るところでありまして、このようなことがないようにですね、今後、国及び関係機関に要望してまいりたいと思います。

それから企業に対する具体的な政策ということで、企業の誘致や企業起こし等は雇用の拡大や少子高齢化、過疎対策として振興策として町の重要な施策であると思っております。そのほかのことについて議員からご指摘あれば、その医療についてもお答えしたいと思います。

この度、紀伊長島区で建設が進んでおります介護老人保健施設も、高齢者対策や雇用の面から地域に貢献する施設として大変有り難く思っております。このことから開発協力金、これは水道に関することなんです、条例では水源対策協力金と申しまして、費用負担の軽減、または免除について協議をいたしましたけれども、過去の事例等から条例どおり納付していただくことにいたしました。

本条例は、旧紀伊長島町におきまして平成5年3月に条例を制定したものです。ちょうどバブルのころで土地開発が多く行われ、水道水の不足が心配されたため、水道施設の整備費の一部を開発業者に負担していただくというものでありました。現在の社会経済情勢からしてそぐわないところもありますので、他市町の状況も調査し、紀北町水道事業分担金徴収条例の一部改正及び紀北町開発行為に伴う水道施設及び給水に関する規定の廃止も含めて、検討をいたします。以上です。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

高速道路の現状の把握をあまり理解されていないという点は理解いたしましたが、用地交渉にいたしましてですね、非常に混迷しております。例えば一昨年から行っておりますところの災害復旧工事においてはですね、非常にスムーズに用地交渉いきました。というのもやはり町の職員が一丸となってその用地交渉に携わってくれたからだ、このように認識しておりますが、今回の高速道、また国道42号線の関連につきましては町の職員が一切関知しておりません。であるから少し時間をつくっていただきましてですね、やはり国、県に願う前に現状把握をまず我が町が、当町がすべきではなかろうかと、このように考えます。そのように高速道については要望をしておりまして、高速道については終わります。

少子化、子どもが少ない、お年寄りが増えた、嘆いてばかりでなくてですね、どうしてこの子どもを育て良い町にしていくのか、お年寄りの住みやすい町にしていくのか、具体的な施策が今見えてこないという声が多うございます。例えば医療に関しては隣の尾鷲市ではですね、産婦人科の先生がいなくなった。いなくなってから大騒ぎが起こっておる次第です。その給料が5,000万円が多いのか少ないのか、子どもの命がその5,000万円に代えられるのかどうかとこう考えるときにですね、当町で今現在、起こっておる問題といたしましては、回生病院の救急、今救急病院になっておりますけれども、いざ実際に夜に救急車が行ったらどうなるのか、どのような現状が起っておるかと言いますとですね、非常になかなか受け入れが難しい。すべてよその病院に転送される状況でございます。

その回生病院さんがもしなくなったら、救急医療ね、辞められたら、この紀北町はどうなるのかと、なくなってからよそ様のようにですね、なくなってから考えるのではなくて、そうなる以前にですね、事前に手を打たなければならないと思うわけです。その点で先ほど町長がおっしゃった水道の協力金ということでございますけれども、たくさん水を使ってくれるということは水道事業のほうですね、水道会計のほうでもプラスになることである。であるのにですね、水をたくさん使う企業に対してはお金を払いなさいと、協力金を払いなさいと、莫大な金額は今回の老人介護の老人ホームのですね、患者さんにも要求されておるやに聞いておりますが、この条例がある以上はそれは致し方ないと思うんでありますけれども、回生病院の老健施設が建つ計画がされたのはですね、遡れば3年ももっと前になるのではなからうかと思うわけでして、その時点からもう少し配慮されれば、この議員発議で始まったこの条例等も改正を加えられたんではないかと思われるわけですけど、その点についてもう少し具体的にご答弁願います。今後どうされようと、この条例を見直そうという意思があるのか、具体的におっしゃっていただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほどお答えいたしましたとおりですね、社会情勢等が相当この条例をつくったときから変わってきております。ですから社会情勢にそぐわない面も多々出てきておりますので、この条例の改正については考えてまいりたいと思います。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

それでは高速道路につきましては、もっと自分の町の住民の皆さんの用地のことですので、もう少しですね親身になって相談に乗ってあげてほしい。そのためにはもっと下調べをされてですね、町自体が評価基準というのをつくっていただければ有り難いかなと、このように考えます。また医療につきましても、医療は誘致していかないかん。援助していかないかん立場にありながら、その医療を足かせをしておるような条例は、今後見直しをかけていこうと、このようにお考えだとお聞かせいただきまして、今後ともよろしく願いいたします。

2点目の質問に入りますが、当町のですね主要財政指数、経常収支比率等、担当課の課長さんにつくっていただきまして資料たくさんあるんですけども、ざっと見ますとですね、一概にこの数字だけではですね、町の内容というのはつかめないかと思えます。しかしこれを目安として町の運営をなしていかねばならないというのも事実でございます。

こういうふうに見てみますと、当町も三重県のなかでも非常にあまり良い点数がついてない。数字までは申し上げませんが、それらを踏まえまして、今後この財政計画という点を考える点におきましてもですね、ただ歳入歳出ですね、入ってこないから使わないだけじゃなくて、まずどうしてもやらなければならない点は必ずあるかと思えます。先ほど出たおった学校問題もそうです。医療問題もそうです。しかし、どうしてもやらなければならない問題と削減していく、私はこの削減につきましては人件費カットなんていうのは論外だと思っている。各企業でもそうですけども人件費に手をかける企業はまず生き残っていけないというのが、私の持っている常識です。

まず、削減できるところから、それは人件費でなくてごみでないのかと、こう考えるわけです。そのごみの問題等も、そして学校建設にあたっては2校が1校に、3校が1校になれば削減になるわけです。事前にどうしてもやらなければならない事業を削る前にですね、削減できるものから探してでもやっていただきたいと、こう考えるわけですし、この先ほど課長さんが過去の事業計画数字等あげてくれましたけども、この不燃物場の予算は10億円だと聞いたのが2年前でした。それで1年前にも10億円とこう聞いておりました。

ただ、建設課のほうで堤防等を計画している。これはまだ先ほど課長さん説明してくれませんでしたけども、あとから建設課のほうに計画があるのか、あるはずですが。それが地元の方の皆さんとの約束なんですか。だから当然そこに堤防つくったらどうなるか、この前の災害でね、遊水池が少なかった、川幅が狭かった、今広げたり高くしたりしてある。その堤防のなかに新たに新しく川幅も狭めようとする。それでなおかつ堤防をつくろうとしている。

だからその予算等も考えればですね、とても15億円では収まらないんじゃないかという点。そして去年までは10億円と言っておった予算がですね、合併して数ヶ月の間に15億円と膨らんでしまった。なぜなのかなと、確かに工法変えました。最初の計画は屋根がなかった。今度は屋根つくんです。来年になったら鉄骨じゃ駄目なもんでRCにしました。だから20億円になりましたということで、なりはせんかということ懸念するわけです。こういう大きな事業を計画する時点では、もっと綿密な計画を立てたうえでですね、このようなつもりでなかった、こうあるはずではなかったということはおかしいと思います。その点をもう少しですね、このRDFプラントの戻します、2基を1基にする提案を何度も申し上げておるはず、その点を具体的に隣の尾鷲市さんと協議されておるのかどうか、一步踏み出してですよ、何とかしようということに至っておるのかという点をお尋ねします。RDFの問題、そして不燃物処理場がなぜ15億円と、急に5億円も膨らんでしまったのかね、最初の時点から考えることができなかつたのかという点です。

例えば学校の問題でも、もう3点、学校の問題でも本当に統廃合を真剣に考えておられるのか、今0歳児から計算しますと、来年は何人、再来年は何人もうわかっておるはず、それでも今から出た結果のどおりに学校を建てていくのかどうか。いや統廃合も考えておりますというのであれば、今から学校区の皆さんに、校区の皆さんに住民に問題提起すべきではなかろうかという、その点はどうぞお考えかお尋ねします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

まずRDFの町内に2つある問題についてですね、前回の議会においても議員から、別の議員ですけども指摘を受けてですね、これは検討させていただいております。

これを統合しますと、約年間4,000万円ぐらいが出るのかなというような話になりますが、問題点はこれ補助事業でやっておるものですから、これが適化法に準じてですね、補助金の返還ということが問題にもなっております。そのへんを三重県の町村会にあげましてですね、県、国にもうすでにその実態、この紀北町の実態が伝えられております。そのような状態で、まだ確たる方向性は出ておりませんが、いろんな課題を越えながら、その問題に今取り組んでいるところであります。

議員がおっしゃった隣の尾鷲市とのそのRDF活用についてのお話については、まだ私といたしましては申し上げておりませんが、担当事務レベルの方では2、3話があったかとい

うようなことは聞いております。

それから不燃物処理場についてはですね、議員が10億円と聞いていたのが、今課長の答弁のなかで15億余となってきました。これは何を具体的にプラスしてどうしたということは、私としては認識はしておりません。これをストレートに受けとめて、しかし現在の本町の財政状況におきましては、非常に厳しい状況にありますというふうに考えております。

それからもう1つの学校問題についてはですね、やはり白浦小学校とか、島勝小学校、それから桂城中学校は現に廃校となっておりますけれども、これは生徒数は10を切った時点ですね、地域の人たち等も了解を得てそういう結果が出たと、になっていると聞いております。

しかしながら、学校については先ほども申し上げたように、地元の皆様方の協議等を重視してまいりたいと考えております。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

私の言い方が前回まずかったのやかも知れませんが、僕は確か担当課長とうちのRDFプラントを1基にした場合に、当町のいわゆる紀北町のごみを処分できるのか否やという話をして、残業時間まで算出していただきまして、それでなおかつ1件を売ってしまうという話をしたときにですね、減価償却が済んでない。一括償還はできないという国の答えが返ってきた。

であるならば、どのような方法論があらうかという点において、しかし、例えば隣の町のごみを委託して受けることは可能である。そうすれば4,000万円、あのとき聞いたのは5,000万円減り、なおかつ5,000万円入れば1億円ですねという話をされた。だから尾鷲市さんが今現在のごみの状況はどうなんですかというときに、ごみの焼却炉の傷みが激しくて、今年度も確か5,000万円余の予算を計上しておると聞いておりますが、そのような時点で隣の尾鷲市も困っている。うちも困っておるんであればですね、リースにするのか、ごみを受け取るのか、その方法の話し合いをしてくださいと、こう申し上げておったんですが、その点はどうなっておるのかという点を課長にお尋ねしたい。町長に担当課レベルでお話が終わっておって、町長の耳にはどうも入っていないようなので、その点を詳しくお聞かせ願いたいと、こう思います。

議長

山本環境管理課長。

山本善久環境管理課長

お答えいたします。尾鷲市のごみ処理の状況でございますけども、確かに議員言われるように尾鷲市の施設もかなり老朽化しておるということで、議会等でも盛んに質問等があるようでございます。

まず、尾鷲市の現状でございますけれども、尾鷲市の清掃工場はですね、平成3年の1月に運転稼働されたというふうに聞いております。またダイオキシン対策といたしまして、平成14年の1月にですね、約1億5,000万円ほどをかけて改修されたと、施設の能力でございますけども8時間運転で45tというふうに聞いておりますけれども、老朽化が進んでおまして処理能力100%は発揮されていないというような状況も聞いております。また年間の尾鷲市のごみの量でございますけれども、可燃ごみで約8,300tという数字が出ております。当町と比較しまして約1,000tほど多いという状況でございます。

また、尾鷲市ですね17年度のごみ処理の経費の実態でございますけども、収集とかですね、人件費を除きまして施設の運転にかかる修繕費、需用費等含めたものでございますけれども、これは約1億4,400万円ほどかかっております。処理コストにいたしまして1t当たり、1万7,400円という数字が出ております。当町の海山のリサイクルセンターと比較いたしますとですね、約1万円ほど低いと、安いという状況でございます。

以上です。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

低い、尾鷲のごみ処分のほうが低い、そうやったっけ。これは三重県がただでごみを引き取ってくれるということで、このRDFつくったんやけども、今度はまた3倍ぐらいかな、上げてくれと言うてきておるでしょう。とんでもない話かなとこう思いますけども、それにしても尾鷲市さんと協議されればですね、本当にお互いに手を結んでいけば良い打開策が生まれるのではないかと思いますのでですね、その点をですねもう少し詰めて、具体的に歩み寄って前向きに話をさせていただきたい、このようにRDFについてはそのようにお願いしておきます。

それでもう1つは学校の問題ですけど、この学校の問題はもう住民に問題提起した時点から、もう事業がスタートするとかこう考えますので、早々にでもですね教育委員会なり、どこから声をかけていただいて、地域の皆さんに考えていただこうと、そのようにしていただき

たいとこのように要望しておきます。

そして最後になりましょうか、このごみ処分場の問題ですけれども、新たに15億円かけてやる必要がないのか、あるのかどうかという点もそうなんですけれども、もう1点、災害です、この隣の宮川村もそうでしたし、長島区もそうですけど、特に甚大な被害を受けたのはこの海山区ではなかろうかと思うわけです。その河川の、先ほど前人の議員さんもおっしゃっていましたが、河川計画があるのかないのか、これはございます、三重県のほうで。もう20数年前につくっておられまして、そのとおりに実現されていないのが現状でございます。

例えば長島の赤羽川であればどのような状況が起こっておるか、建設課の長島支所でないとわからんやも知れませんが、JRの橋脚浅いんです。だから安全ないわゆるあそこに降る雨の量と流速を計算しましてですね、出ていくだけの川幅と深さがとれないのが現状です。JRの橋脚があと4m深ければ長島の河川は安全な河川になるであろうというのは県の計算で出ております。ただ海山の銚子川であり船津川であり等の上流部の計画は私は聞いておりますけども、河口部の計画は非常に今なされていないのが現状でなかろうかと思えます。

その点を港湾のほうですね、建設課のほうで河川管理と港湾管理と別でして、そのへんをどう考えておられるのか、海山と引本湾を含めて全体の港湾計画あるのかないのかという点を、もう一遍お願いしたい。

それともう1点、町長にお尋ねしますけれども、先ほど高速道路の話が出てきましたけども、今回、最も甚大に被害を受けたこの相賀区というのがございますけども、この高速道路に相賀区から道路を付けてくれませんかということを、前々回の高速道の説明会のときに私は要望したときにですね、町が希望するなら考えましよう、やりますよという話を受けた。しかし、先ほど課長さんに聞いたらですね、国のほうが信号機の近く過ぎるから難しいな、無理だとかうおっしゃった。僕はそれで諦める必要はないと思います。数千人の方が住んでおられる相賀区、この前のような水害が二度とないとは限らない。もしあった場合に、もし相賀の主婦の店からスッと高速道路に抜けていく道があればですね、大勢の命が救えるのではなかろうか、そして住民も安心して生活できるのではなかろうか、高台のない、避難場所のない地域ですからそれが1つの避難所になりませんかとかう考えるわけです。

そしてなおかつ、高速道路ができてどういうことが起こるかと言いますと、通り抜けなんです。通り抜けていく、どうやって通り抜けていく客を地元を下ろすか、インターができただけでも幸いなんです。であるならばそのインターから下りやすいように考えなければな

らんのは、我々自身ではなかろうかと思うわけです。

住民の避難する道路を町長は必要と考えておるのかどうかです。もし必要と考えておるのであれば、当然相賀区から高速道路に乗れる、長島インターのように下からも南からも乗れるインターに仕上げるべきかと思います。問題点は多々あるかと思いますが、長い将来、海山区を考えるならばですね、いろんな問題点を解決していかねばならない、その努力を惜しむべきではないのではないかとこう考えるわけです。その点をもう少し具体的にお聞かせ願いたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

相賀区からですね、いわばインターにつなげる道路を議員はおっしゃっておられる。そのことについては私も情報は入ってます。しかし、国レベルではそれはおっしゃったように信号灯が近過ぎてちょっと難しいんじゃないかというようなことも言っているようです。

しかしながら、あれですね、相賀区の住民の避難する道という位置づけで考えておられる、それについては私は決して反対ではありません。非常に重要だと思います。今後要望をしてみたいと思います。

それから河川の計画と港湾につきましては、今、災害の激甚特別工事でいろいろあと2年間ありますけれども、それで検討して計画をしておられますが、国と県はですね。そのことについて、例えばこの銚子川と船津川が合流するその河口閉塞についても、これはずうっと開けていただけるように要望しております。もっと詳しいことは担当課で答えます。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

東議員の質問にお答えします。

まず不燃物処理場のほうの堤防の件でございますが、まず町長も言いましたように今、船津川激特事業のなかにはですね、当初計画には含まれてございませんでして、担当のほうからも一応要望が出ておまして、早速ですね、尾鷲建設事務所のほうへ堤防をつくってほしいということは、要望はまずしております。

それと河口の問題でございますが、河口につきましてはこの激特事業のなかでですね、掘削はずっとかなり沖のほうまで掘削をしていただくということで、ただいま議員もおっしゃ

いましたように、港湾のほうはどうやと、港湾計画はどうやということなんですが、港湾計画のなかです、港湾のほうへはまだ具体的な計画はございませんが、毎年です、港湾のほうにできるだけ恒久的な、もう波が来ても閉塞しないような構造物をつくっていただきたいということで、毎年要望をしている次第でございます。以上です。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

課長にお尋ねします。川は流れてたらどこに行くかというたら海に行くんです。河口部を考えるとときに港湾の管理課と相談しないでできますか、できないんですか、ちょっとお尋ねします。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

双方、港湾のほうも河川のほうも双方協議して進めていかないと考えております。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

であるならば、当町の合併前に双方が持っておった長期総合計画のなかに、そしてまた今度新たにまた作成しようという、ほぼ出来上がっておると思うんですが、そのなかに隣の長島区はまあまあ今置いておきまして、今現在、海山区におきましての港湾の総合計画がなければ、本流であるところの河川計画の河口部についてのいささか問題は残りはせんかということ懸念するんですけども、どのようにお考えですか。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

まだ具体的な計画はできてないので、波があるたびに閉塞する恐れがあるので、掘削等進めながらです、恒久的な施設をつくっていただくよう要望していきたいというふうに考えております。

議長

1 番 東篤布君。

1番 東篤布議員

関係がある。もちろん河川を考えるときには港湾も考える。港湾のときには河川も考えなければ、両輪なんですね。県にお任せばかりでも駄目なんですよ。有識者を呼んででも当地はどういう町にしていこうかといったときに、港をどうしていこうか、河口をどうしていこうか、だから橋をどうしようか、道路をどうしようかということがあろうかと思うんですけども、海山区には都市計画というのはなかったように思うんですが、長島の都市計画は随分古くてですね、県のほうからも見直しかけなさいとこう言われておるわけですけども、長島区のほうの都市計画はどうなっておるのかという点と。

それと踏まえて、今後の海山のもちろん先ほどの関連して港湾、河川、道路、橋梁等、それから先ほど前人の議員がおっしゃってました高潮対策等の堤防等をですね、どのようにお考えなのか、町長のお考えをお聞かせ願いたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほども申し上げたようにですね、河口閉塞は非常に大雨のときにはですね、災害を招く要因として非常に大きいと、そう受けとめておりますんで、河口閉塞をまず掘削してですね、水の流れがスムーズに行くように要望していきたいと思います。

都市計画につきましては、まだ今後の課題として認識いたしております。

議長

もう時間わずかですので、どうぞ、1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

課題と残されて、もう数10年経つわけですけども、県のほうからそのように指摘されてからですね、町長になられてもう早何年ですか、何年か忘れたけども、もう検討課題という時点ではないと思うんですけども、どうでしょうか町長もうすでに、都市計画につきましては。

だから今立てておかないとですね、もう計画しておる道路の上に建物が建っておるような都市計画では何ら用を成さんのではないかとこう思うわけです。具体的に言うならば、今の回生病院の老健施設のあたりがそうでなかろうかと思います。その橋のあたりもそうですけども。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

長島区ですね、都市計画も一部見ましたけれども、相当時代的な経過のうえでですね、その計画が非常に複雑に交わるところが多うございまして、これは長期総合計画、あるいは建設計画等がもうじき出来てまいります。その後、この海山区も含めたですね、総合的な都市計画を検討させていただきたいと思います。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

今現在では、長期総合実施計画のなかには港湾計画等も含まれているなり、また都市計画等も考えていないということ、このように受けとめました。今後ともそれを早急にですね、議員各位とも相談しながらやっていただきたい。

これでまとめます。高速道路相賀区の4区ですか、5区あります。皆さんが避難路となり、なおかつ通り抜けにならないための、高速道路を利用される皆さんに海山区に寄っていただくためには、町長のお考え是非とも道路は必要であると、今どのあたりをおっしゃっておるのか、大体僕は察しがつきますが、それが駄目ならほかの手もあるんでなかろうかと、それありきでなくて国交省のほうともっと詰めて話をしていただければ、私はすばらしい将来の海山区のためになるインターができるのではなかろうかとこのように考えます。

そして高速につきまして終わりました、港につきましても総合計画のなかを含めて考えていただきたいと思います。

学校の問題ですけれども、目視判断で学校はほとんどもう出ております。具体的な数字を出すための耐震診断でありまして、いわゆる56年以前に建てた学校であり、なおかつ目視で見たならばもうほとんどどういう結果が出るかというのは、もうすでに出ておると思います。ですから早急に統廃合を考えた、またそれがなければですね、どのようにその地域の子ども、子どもさんを育てよい町にしていくのか、具体的な施策をつくっていただきたいと、このように要望しておきます。

そして最後に、医療というのは非常に大切です。医療を逃がさないためにも、またお医者さんも逃がさないためにもですね、当町としては、後からだ予算がたくさん要ります。最初の時点から計画を立てていただきましてやっていただきたいと、このように思います。

最後に掛け声だけでは終わらずにですね、具体的な施策を組んでいただきまして、我々議会も一丸となってですね、協力義務、私自身も一丸となって協力したいと思いますので、よ

ろしく願いをいたします。

先ほどの約束していただいたインターの問題と、病院に対する水の問題、見直しをしていただける点を約束していただけるのかどうかという点で、最後にお答えいただいて、私の質問終わらせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今まで申し上げたように、医療に対するその水道の協力金の問題、これは前向きに検討させていただきます。

それからインターチェンジに向かう道路の件は要望してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

それではこれで東篤布君の質問を終わります。

議長

ここでZTVテープ交換のために2時20分まで、暫時休憩といたします。

(午後 2時 06分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 20分)

議長

次に、11番 入江康仁君の発言を許します。

11番 入江康仁議員

通告に従いまして一般質問を行います。

私が紀伊長島町議会以来、再びこの演壇において一般質問を行うことができますことを、大変光栄に思っております。ひとえに町民の皆様方の温かいご支援の賜であります。深く感謝する次第でございます。

それでは本題の質問に入ります。

紀北町も合併してから1年2ヵ月が過ぎようとしています。そのなかで1つ財政問題について、昨今、各種報道機関によって夕張市をはじめとして、各地の自治体の財政の困窮化が報じられ、住民の怒りの声が届けられています。

我が町においても健全な行政の施行に関して、財政の再建、健全化こそが最大の問題であります。財政の健全化を図るためには不必要な支出の見直しを徹底的に行うことも必要でありましょう。しかし、それだけでは財政の健全化が達成できないのであります。私たちのまち全体の勢いを盛り上げる施策を行い、そのなかから税の増収を図り、財政の再建、健全化を達成することが重要であります。

特に低迷しつつける地場産業の勢いの回復を図るには、町当局と各種産業団体、特に漁業、農協、森林組合、商工会と事業者とが提携し、協力し、知恵を出し合うことにあたるのが肝要であります。

各産業の現況調査を行うこと、1つ資源調査、流通調査、市場調査、事業所の状態調査、各種調査費用に関して町及び各種産業団体への制度の補助金、助成金の存在を研究して行う。これらの調査結果を踏まえて、各産業の将来への展望を研究することを求めるが、町長の考えはどうか。

また、企業誘致等が難しい状況のなかで、紀北町に新しく発生する企業、あるいは企業家を支援する町行政の体制を確立する。1つ、規制緩和、2つ、各種制度資金導入に関する支援、また用地の斡旋、あるいは原価での提供、税の優遇措置、町財政の再建健全化と住民による各産業の発展とは一体のものであります。より多くの若者の定住する豊かなまちづくりこそが、現在、町行政をあずかる町長の使命であり、また健全な町財政を形成するものであると考えるものであります。このような観点から、町長に我が町の現在の財政状況と将来の展望について詳しく尋ねるものであります。

また2つ目は、我が町の老人福祉及び老人医療の現況について尋ねます。

3つ目に対しては、町長の公約について現在の施行状況を尋ねます。町長はどのような公

約を掲げて選挙に出たのか、内容もその都度教えていただきたいと思います。

4つ目に、町長に紀北町の将来について尋ねます。どのような政策を行い。どのような町を目指すのか。

5つ目は、紀伊長島町水道水源保護条例にかかわる裁判に関して、現在までの経過等を町長に尋ねます。1つ、裁判の経過について、2つ、今後の取り組みについて、3つ、町長の責任の取り方について、4つ、水道水源保護条例の現状についてであります。

私はこの質問は事業者の立場から行うものではありません。あくまでも町民の声を重視し、町民を代表する一議員として、多くの町民の皆様の疑問を晴らすためにあえて質問を行うものであります。

紀伊長島町長は、平成7年5月31日、紀伊長島町水道水源保護条例によって、有限会社浜千鳥リサイクルの事業所設置禁止処分を行った。このことは個人でいえば、まさに死刑の宣告であります。この処分を取り消すための訴訟が、すなわち当該訴訟であります。町民の皆さんの声は、裁判が始まってから随分長いが一体どうなっておるのや、何か最高裁判所で町が負けて、また名古屋高裁でも負けたそうやが、これからどうなるのやろ、不安やなど、しきりに心配されております。

事業者は、この11年間に言い知れぬほどの心身への打撃、また莫大な経済的損失を被っておりますが、そのことはさておくとして、町自身も現在までに莫大な時間の浪費と、莫大な経費の支出を行っております。町の支出はとりもなおさず町民の血税によるものであります。町民の皆さんは、町長は、俺らの福祉の向上のために使わなならん税金をむだづかいしておると違うかと言っておられます。このことによっても町長は町民の皆様は事の次第を詳しく説明する義務があります。明快な答弁を求めます。

以下、自席において質問を行います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

入江議員のご質問にお答えいたします。

財政問題についてであります。紀北町の財政状況につきましては、この地域の景気低迷や地価の下落に加え、災害等の影響もあり、税収は減少をしている一方、歳出面では合併に伴う財政需要の増加などにより、平成18年度当初予算におきましては、およそ6億円もの歳入不足が生じたことから、財政調整基金等の取り崩しを行うことにより、措置したところで

あります。

今月13日に三重県が公表した平成17年度決算の県内市町村主要財政指標では、公債費比率は18.6%、標準財政規模に対する地方債残高は267.9%で、ともに県下ではもっとも悪く公債費負担比率は18.7%で県下2番目、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.7%で県下6番目に悪い状況にあります。

本町のように財政力の低い市町村においては、合併いかににかかわらず県下的に同様な状況となっているように推察されます。

このような財政状況を改善するためには、財政の健全化に向けた取り組みが不可欠であることから、合併のメリットである職員定数の見直し、公債費負担の軽減のための起債借入額の抑制、徹底した事務事業の見直しなど歳出削減に加え、税収納率の向上や遊休財産の売払いなどに加え、新たな歳入の模索などによる増収対策などさまざまな方面からの改革に取り組み、できる限り早期に危機的な財政状況を改善してまいりたいと考えております。

次に老人福祉等についての質問であります。今年の高齢者福祉大会であります。会場の関係もありまして、海山区の海山公民館で各地区老人クラブ代表の皆様をはじめ、関係者の方々に出席いただき、式典のみの開催とさせていただきますところであります。

しかし、高齢者の皆様が楽しみにされているのは、芸能大会ではなかろうかと思えます。今年につきましては老人クラブ連合会主催によりまして、紀伊長島区では11月15日に、海山町区では11月21日に実施したところであります。日程のこともあり、いずれも午前中は会員の皆様代表によりまして芸能披露、午後はプロの歌手などのショーが行われました。

今後におきましても会場の関係もありますので、それぞれの区におきまして老人クラブと相談のうえ、今年と同じように実施できればと考えております。いずれにしましても高齢者の福祉施策につきましては、老人クラブ連合会の皆様をはじめ、民生委員、児童委員、ボランティアの皆様や社会福祉協議会など関係機関のご協力が必要となります。お互いに連絡をとりながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に老人医療についてのご質問でございますが、この老人医療費につきましては合併前の旧紀伊長島町、旧海山町における16年度の1人当たり医療費は、それぞれ県下の1位と5位と高く、合併後も同様に高い状況が続いております。このため医療機関の窓口でお支払いの患者負担額も多額なものとなっております。

このような状況のなかで、本年度の国における健康保険法等の大きな改正によりまして、これまで患者負担割合において、一部の一定以上所得者が2割となっていたのが、10月から

3割に引き上げられたことや、高齢医療費の基準額の見直しなどが行われたことにより、なかには合併後、医療費が高くなったと思われる方も見えるものと拝察いたしますが、ご理解を賜りたいと思います。

医療費の削減を図ることが、患者負担額の軽減にもつながるものでありますので、今後とも保健事業などに取り組み、医療費の削減を図りながら、皆様には日々心身ともに健康で過ごしていただけるよう努めたいと考えております。

私の公約についてのご質問であります。昨年11月の町長選挙で大きく6つのまちづくりを公約に掲げ、町民の皆様のご審判をいただいたところであります。

1番としましては、融和と協調性の醸成、2番は安心安全のまちづくり、3番、産業商工の振興、4番、福祉の充実、5番、文化と教育の振興、6番、行財政改革の推進、この6つの公約実現に向け、今後とも鋭意取り組みを進めてまいり所存であります。

次に将来の紀北町についてのご質問であります。国の三位一体の改革など、合併前後に始まる急激な改革の波は、地方行政に多大な影響を与えており、紀北町におきましても行政財政改革は喫緊の課題であります。

このため、すでに取り組みを進めております行財政改革を一層推進していく所存ですが、将来の紀北町が大きく飛躍するためにも公約に掲げましたまちづくりや、新町建設計画、さらに現在、策定を進めております紀北町総合計画などに基づく施策を可能な限り実施することにより、町民の皆様の生命・身体・財産を守り、互いに立場を理解し、やすらぎのなかに生きとし生けるものを尊び、高い倫理観とさらなる文化意識をもって、キラリと光る町の創造を目指していきたいと考えていますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

今までの裁判経過について、産廃訴訟の経過につきましては、入江議員がよくご存じのことと思いますが、主な経過を報告させていただきます。平成7年5月31日、町は業者 有限会社浜千鳥リサイクルの計画した産廃施設を規制対象事業場に認定したことに対し、業者が平成8年2月26日、認定処分の取り消しを求め津地裁へ提訴しました。津地裁では7回の口頭弁論が開かれ、平成9年9月25日、業者の請求を棄却する旨の判決が言い渡されました。

同年9月26日、業者は名古屋高裁へ控訴いたしました。名古屋高裁では13回の口頭弁論が開かれ、平成12年2月29日、業者の控訴を棄却する旨の判決が言い渡されました。

同年3月7日、業者は上告及び上告受理申し立てを行っております。

平成16年12月6日、最高裁において口頭弁論が開かれ、同年12月24日、本件を名古屋高裁へ差し戻す旨の判決が言い渡されました。

平成17年5月25日、名古屋高裁で差し戻し審の審理が始まり、判決に至るまでに4回の口頭弁論と3回の和解協議が行われました。和解協議は上手く調整できず打ち切られました。

平成17年12月21日に判決が言い渡される予定でしたが、名古屋高裁の都合で延期され、本年2月24日に、町が業者に対する産廃施設に対する規制対象事業場認定処分を取り消す旨の判決が言い渡されました。

そのため、本町は本年3月7日、3月議会定例会において上告するための訴えの提起についての議決をいただき、同月10日に上告及び上告受理申し立てを行いました。そして5月2日に上告理由書と上告受理申立理由書を名古屋高裁へ提出しました。6月8日、最高裁より記録到達通知書が送付されてきましたので、現在、最高裁で審議が始まっていることと思います。

以上が裁判の主な経過でございます。

2番目としまして今後の取り組みについて、産廃訴訟につきましては、現在、最高裁へ上告しておりますので、同裁判所で審議されていることと思います。上告するにあたりましては議員の皆様のご理解を得て上告するための訴えの提起についての議決をいただき、訴訟代理人の弁護士の方々と全力を挙げて上告理由書等を作成するなど、最善の努力を尽くしてまいりました。本町といたしましては、今は司法の判断を待っているところであります。

町長の責任の取り方について、ただいまも申し上げましたように、本件は現在係争中でありまして、まだ裁判が確定しておりませんし、当町の主張が認めれることを願っているところであります。したがって、現時点では町長としての責任の取り方云々というのは、差し控えさせていただきます。

水道事業を管理する私といたしましては、将来にわたっていかなるときでも安全で安心のできる水を安定的に供給していくことが、町民に対する最大の責務だと自覚しているところでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

条例の現状について申し上げます。水道水源保護条例につきましては、現在、旧紀伊長島町で産廃訴訟が係争中であるため、代理人の弁護士の方々と協議しまして、それぞれ暫定的に引き続き施行しております。以上です。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

財政の中身というのはですね、ただいま報告を受けましたが、私どもは当初予算からは携

わってないので、この今期定例会に出されたなかから質問を絞っていきたいと思いますので、答弁をよろしくをお願いします。

特に町長は、今回、議案第94号といたしまして、紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例で減額の議案を出してきました。これはどういう意味のなかからの減額だったのか、またそのように本当にもう逼迫した状態なのか、町長は以前ですね、財政再建に入らんならんかわからんという某議員の答弁も行っております。

そういうことになっておるんならばですよ、私たち議員も費用弁償の見直し、歳費の見直しをやっていかなければならないと思っております。だからそのところを詳しくですね説明願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

申し上げましたとおり、ただいま町といたしましては行財政改革を策定中でございます。そのなかでいろいろな歳出の削減が要求されるものと考えます。そこで私が考えまして、この報酬につきまして自ら減額することによってですね、皆様方の、町民の皆さんをはじめです、関係者各位のご理解を得たいと、そのように考えた結果であります。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それでは町長、今の答弁のなかでね、この責任の取り方というのか、この減給は教育問題で安倍総理もこの減額することには、行政の立場としてですね、首相としての責任の取り方の一環だと言っております。そういうなかで、今回これを議案を上程したということにはですよ、その姿勢だけでは僕は解決しないと思う。

そして私ね、本当に気持ちの、町長の本当にその気持ちがあるならば、なぜ当初予算のときにしなかったのか、現状当初予算はもう逼迫した緊縮財政と、予算と聞いております。なぜそのときにこれを出さなかったのか。私はこれは町民を侮っておる、あなたは町民に対するパフォーマンスとしかとれないんですよ。それはなぜかと、今言ったように1つの責任の取り方、当初予算でとるべきだった。ボーナスも皆もらっておいて、この何もかも済んだなかの1月から3ヵ月間、町長あんだ、私はね、この議会が始まった当日、この議案が上程したときに言いました。たかが、たかが私は60万円と言ってちょっと議員からも意見も出たと

ころもあります。

しかし、たかが42万円だと、そのなかであなたのこの7%は5万4,600円、助役、収入役は3万円約、そういうなかであなたは1年間の所得はですよ、1,300万円、高額所得者です。そうして1期4年のあなたの歳費は6,880万円です。私はこういうようなまやかしのことではなくて、あなたはこの紀伊長島、紀北町の町長として立候補したときに、今言われたように町民の生命・財産を守るんであるならばですよ、もっと違うやり方で責務を果たしていただきたいと思います。

今回もこの審議をやっておるうちにですよ、1,800万円の残業手当が出ました。その当初予算は僕は知らなかったら聞いたら2,900万円、合計4,700万円の残業手当聞いております。これをですね半分減らすことによってでも、約2,400万円ですよ。こういう仕事をあなたなぜやってくれないか、そこを僕は言いたいんですよ。そいで町民に対してはパフォーマンス的なこういう責任の取り方では私は納得しない。町民にも納得できるような答弁をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員は残業の問題も言われましたけれども、これは長年の懸案でありましてですね、これを削減していこうとする努力を続けておるところであります。ご理解をいただきたい。

それから議員の指摘で金額の大小を比較されておられますが、これを皆様方に行財政の改革のなかで歳出を減らしていくためにはですね、皆様方に大変な理解と協力が必要となります。口だけで申し上げることでは皆様にご理解はいただけないものと認識しております。でありますんで、そのようにパフォーマンスをやったわけではないと、そう思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

パフォーマンスでやったことではなくてね、そのやはり根拠をちゃんと示して説明していただきたい。だからどのような努力をしてどうだと、仮にですよ今回紀北町になってから緊縮予算になるということは、事業費もいろいろ減っていると思うんです。当然、職員の仕事も減っているだろう、ね。そういうなかでこれ1つの例だけど、今後1月からこの議会が終われば皆当初予算に向かって、皆職員が仕事を始めるだろう。しかし、5時からの残

業は差し控えていただきたいと、これやったらどんだけの効果があると思いますか、町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは計算はしませんが、相当な効果があるものと思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

効果があると思うんだったら、町長どうですか、やったらどうですか。

それで私どもも、議会側もですよ、本当に大変逼迫な状態だったら費用弁償等も歳費の削減も考えると、そういうふうになるだろうと思うんです。だから私たちにも町民にも納得するもっと具体的な説明できないんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

合併をいたしまして、大変事務の量が増えております。そんななかでですね、行政サービスを落とさないで努力していくためには、残業もやむを得ない場合もあります。ご理解いただきたいと思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

合併してから仕事は増えておるといことじゃないでしょう。合併するまでは仕事の量は増えておっても、合併してからはもうないでしょう。どういう仕事が増えているんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

具体的に名前をあげていうわけではないけれども、合併協議会でですね、そうですね何百という科目のなかで、合併後調整するという、合併、そういう状態で合併に突入した現状があります。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

具体的にどういうところか、ちょっと聞かせてよ。それ本当に合併協議会があって皆すり合わせは済んでいるのではないですか、そのためにこの条例もできておるんじゃないですか。

議長

町長、そのへん詳しく述べられたらお願いいたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

そうですね、例えば料金の違い、それをすり合わせすることが残っているんです。それがいくつもあるんです。それがまだ全部できてないんです。よろしくお願いします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

はい。

11番 入江康仁議員

あのね料金のすり合わせ、何の科目の料金のすり合わせか、そんなこともわからん。ただ料金のすり合わせ、これはそんなら議長、議長にちょっとお尋ねしますけど、合併協議会のなかでですね、こういうもんも事務的なものも、皆議会は議会のすり合わせ、そして行政側は行政側のすり合わせというのがあったんじゃないですか。だから議長聞いてよ、だからあなたこの答弁を聞いておって、納得する答弁と思いますか。

議長

入江議員の質問に答えますけど、料金等の違いですね、その点については執行部のほうでもう少し答えられないですか、単なる料金等でなしに、こことこことここのことで、こういう仕事量が増えたということ答えられないですかね。基本的な部分で。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

はい。

11番 入江康仁議員

それに伴って、なぜ、答えさせてほしいのは、4,800万円の私は数字を言っているんですよ。残業手当のね、当初からの、今回1,800万円の補正と、それに対して今の賃金等の事務的なこの兼ね合いはそんなにかかるとは思いませんか。ということをきちんと答弁いただきたいん

です。

議長

詳しく述べられるでしたら、奥山町長。

奥山町長。

奥山始郎町長

具体的にずうっと私もちょっと頭が回転しておりませんが、料金、それから給料、報酬、いろんな違いがあったんです。ですからそれを具体例は財政担当課で今申し上げます。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

まず事務のことなんですけども、まず財政課をちょっと取り上げて説明させていただきます。財政課には6月ごろに決算統計という事務がありまして、それにつきましては紀北町、旧紀伊長島町、旧海山町、し尿協同処理組合、それを4つを合算しまして決算統計をやります。それに対しては重複する部分もありますので、それを取り除いてやります。膨大な事務がかかりました。

ほかにも、現在、各支所との各課は打ち合わせをしております。これもなかなかやり方が微妙なところが違っておりますので、これも結構時間がかかります。

それから残業代なんですけども、これも合併の後の事務も結構残っておりますので、これも増額しました。以上でございます。

議長

残業等が今話題になっているわけなんで、各課でいろんな残業の理由等があらうかと思うんですが、いかがですか。総括して町長が答弁できないですか。ちょっと難しいですか。

しかし、単なる財政上でというだけでは、ちょっと答弁としてはね。

奥山町長。

奥山始郎町長

また財政課だけではなくて、総務課のわかる範囲で担当課として説明いたさせます。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

今ですね、財政課長のほうからも答弁させていただきましたが、詳しい資料はちょっと持

ち合わせていないので具体的な数字まで差し控えたいと思うんですが、あれですね、総務財政常任委員会でも答弁させていただいたんですが、今回ですね、危機管理あたりのところではですね、災害でですね第3配備、すなわち全職員が配備するような部分がありまして、これ6回ほど警報が出てですね配備をさせていただいておると、それに伴う時間外、これで4百40、50万円というところでございます。

そのほかにですね、イベントにつきましても旧町のイベントをまだまだ引き継いでおるところがありまして、それらもですね、今後どうするんかということで、今の引き継いだ部分のイベントの準備等にもですね職員が入ってますし、今後のどうするんかという部分におきましても随時会議等を持ちながら調整しておるといようなことで、それも今のたとえにもありますように、合併後もですね、いろいろ引き継いだ事業等についてですね、各課調整をしながらやられておるといようななかで、事業量としては全体的には増えてきておると、そういうことのなかで結果として時間外手当も増えてきておるといことでございます。

以上でございます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

もうこれ次から答弁なってなかったら、ちゃんと議長言いますんで。

議長

そのときは簡単明瞭に短く。

11番 入江康仁議員

短くもいいけど、それあんたもちょっと把握しておってください、議長ね。

町長、先ほど言ったけど、この条例のなかに三役の賃金のあれもまだ決まってない。もう決まってるんじゃないですか、定められておるけども、パーセントも。

賃金等に合わせてといろいろ言ったでしょう、議長。

議長

どういう意味。

11番 入江康仁議員

照らし合わせるのに。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

特別職についての報酬は、条例に載っているとおり決まっていますけども、決まっていますけども、臨時職だとかはまだ決まってない。すり合わせしなきゃいかん部分がいっぱいあるんです。あるんですよ。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

この答弁はちょっと納得いかない。これはね賃金等においていまだにね決まってないという事は、もう格差があるということなんですか、それを認めるんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

格差といえば格差やろけども、合併して調整するという事を前提でやっています。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

これは町長、そやけどこの給料に関してのね、それはもう1年2ヵ月経っておるんですよ。これは一番先に早急にせなならんことじゃないんですか。これ答弁になってないよ、議長。それで皆納得しておるの、職員も。どういふとこのもんであれで格差があるん。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私、今訂正します。賃金についてはもう決定しております。

ですから、決定してないすり合わせが残っているというのは取り消します。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

取り消した部分の質問の時間も削除してください。取り消した部分の、町長が質疑に関しては私の時間もありますから、いいですか議長、何分ですか。

議長

確かに町長が答弁ミスでありますので、その分につきましては、私の判断で3分といたします。

11番 入江康仁議員

認めます。

あまりねちょっとね、議長、議事進行、答弁もこなしているとね、質問するほうもちょっと、すみませんが、きちんと答弁するように、ちょっと指導してください。

議長

入江康仁君、きちっと答弁するように私から申し上げますけど、議事進行においては簡単明瞭に答弁漏れ等をご指摘願いたいと思います。以上です。

どうぞ、11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それでもう町長、新聞に出た記事なんですけどもね、僕はなぜ給料にこだわるかというのは、この一部議員が町議が思案してとこうなっておるのでね、意見を言うた議員が町議が悪いような印象与えておる。しかし私は今言ったように、あなた方のやり方に不安がある。姿勢はいいよ、評価します。しかし、これから本当にやるもんだったら当初予算でやるべきものはやる。これが姿勢です。これは改めていただきたいと思います。そこはどうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

姿勢はお認めいただきまして感謝します。しかしながら、私がそのようなことを申し上げたことについては、どうかはっきりわからんけども、反省をしております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長に反省をと言われれば、私もこれ以上質問できないんで、次に進みます。

次にですね、財政問題はともかくしてですね、町長そやけどもね、本当に1つ例をとって言ったけど、残業手当でもそんだけ削減になるんです、町長。だから町長の責務で本当に全体を見直してね、本当にむだづかいのない、健全な財政に戻すようにやっていただきたい。

そうしてもう1つはね、やはりこの合併をしたことによって、良かったなと評価するのは

町長だれだと思っておりますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

町民の皆様方だと思っております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

全くそのとおりです。今ねその町民が合併してから、合併してからは良くなかったと、悪くなったと、そういう批判が多いわけなんです。だから私はこれから当初予算に向かってやっていこう行政の事務職の方々、管理職の方々にはですね、来年の当初予算は本当に住民が喜ぶ、直結した、やはり福祉の回復、また老人医療等に関しては弱者を救える、また予算を練ってやってほしいと思います。

そして何よりも心から、町民が合併したら良かったと言われる、やはり町行政をやっていただきたい。そしてその言葉が全町に広がったときにね、次に今度はいろんな方向づけの施策にやっていってほしいと思います。来年1年は本当に町民の皆さんが喜ばれる、福祉に関する、また生活道路とかね、いろんな面の道路面に関してもそうですけども、そういううらな関連したことにはどうしても予算をドーンと付けてやってほしいと思っております。

それともう1つ、先ほど言ったように職員の賃金の格差ないように、特に給食センターとか、学校の給食に関してはいろいろな批判もありますんで、そのところ十分吟味していただいて、不満のないような形にやっていってほしいと思っております。

次に町長の公約についてでございますが、町長は先ほど答弁いただいた、そのやはり町民、あなたは本当に私前にも言いましたけど、この紀北町約2万人のトップとしてあなたは選挙で選ばれた。そしてあなたもやはり2万人のために何かやろう、何かやってやろうという意思のなかで、私は町長に立候補したと思っております。先ほどの公約のなかで何がどういふうに、今までの進捗状態とやったこと、できたことをちょっと説明いただきたいと思えます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

融和と協調性、これ一番に申し上げましたけれども醸成、これは旧海山町と旧紀伊長島町が合併したんですから、これを融和と一体化ということですね、1年2ヵ月を済んだ現在、いささか進捗したかなと、そのように感じております。

安心安全のまちづくり、これは防災、消防、救急、交通安全対策の推進、自然の保全と生活環境整備、社会資本の充実等々、これは早急にできるものではなくて、日々この安全安心に向けて努力をしております。これも徐々にではございますが、進んでおるとしております。

産業商工の振興につき、これは3番目なんですよね。地場産業の振興、商工業の振興、観光産業の振興、このようなことが代表的に入ってますけれども、今それを実際力を入れておるところであります。

福祉の充実、福祉はですね、今議員もおっしゃったように、やることはいっぱいあるけれども、どうしてもこの財政力の関係でですね、思ったようにはできませんけれども、できるだけ微力ながらも努めております。

文化と教育の振興については、かなり両町がですね、元両町です、今の両区においては、例えば文化展についてもですね、かなりのレベルにあると、これは今までのずうっと長い歴史と町民の皆様の努力の結果ですけども、そのように評価をさせていただいております。

6番目の行財政改革の推進は、財政の健全化に向けて今大綱を策定しております。その姿勢として今後も努力を続けてまいりたいと思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、本当のこの財政のね本当の健全化をするためにはですよ、やはり歳入がどのようになるか、あなたはそこをどういうふうにご考えておるか教えてください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

歳入増を考えております。これは各種産業、それから雇用、それから産業が元気になっていく、それからできればですね、今の状態にプラス企業誘致、それから残念ながら町有財産の売払い等も考えてはおります。おりますけども、なかなかそれはすぐには出来かねる現状にあります。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、企業誘致の言葉言いましたけどもね、企業誘致は歴代町長がずうっと言ってきたことなんです。何一つできない。できないです。特に水道水源保護条例あるようなところには絶対できない。これあなた一番よく知っておるはず。

それともう1つ、やはりこの町有財産の売払いで、これからの展望のなかでですよ、歳入が図れないような状態で将来がありますか、紀北町の。私は地場産業のなかで、地場産業に律した企業を町内で起こしながら基幹産業をつくっていこうというような提案も1回やったこともあります、あなたに。

しかし、あなたは今の言葉だけです。何を企業誘致に努力しておるか、それは絶対ないと思います。企業誘致しても来ない地域でございます、ここは。そこはどうですか、どのようなそんなら企業誘致、どういうとこの企業と話したんですか、そのところ明快に答弁ください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

具体的に企業誘致に働いたということではないけれども、この高速道路があと7年後、紀北町を通ります。そうすると都会との時間距離が非常に短縮されてますね、企業が進出しやすい土壌ができてくる。そういうことも鑑みてですね、具体的な名前は申し上げませんが、企業誘致も考えております。

それはあなたおっしゃったように、三重県知事におかれてもですね、非常に土地が狭隘であるというようなことで、また時間距離が長いということで、交流人口の増のほうに効果があるのではないかと、つまり観光産業ですね。そういうことも考えております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね町長、要はこの環境、7年先って、これもう長期の計画です。7年先、やはり行政というものは今の問題、また中期の約5年ぐらいの問題、また10年を見据えての長期総合計画と言われるようにですよ、一つひとつ課題、目先の課題は目先の課題で解決していかなく

ればならない。そのなかで逼迫した財政だといっておって、7年先の道路ができるのを待って企業誘致、それは答えになってないと思いますよ。そこはどう思いますか、あなた。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あなた自らおっしゃったように、長期、中期、短期で企業とか財政問題も考えなくてはならないと思います。

したがって、長期展望をしていくことも大事ではないですか。ですから今すぐ即効性のあるものと言えば、今も申し上げたように、交流人口の増ではないですか。そのように考えてます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

答えになってないんだけど、議長。今逼迫した財政だと言っておりながら、7年先のことを言っておる。これは議長、答弁になってないと思いますが、そこどう思いますか。

議長、議事進行。

議長

町長がですね、お考えのことが今おっしゃったんであって、もし答弁になっていないと考えるのであれば、質問のなかでもう少し突っ込んではいかがかと私は思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そういたします。

議長

よろしくをお願いします。

11番 入江康仁議員

町長、もう一度ご答弁をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そうですね、先の議会かその前かもわかりませんが、このままですね、歳入を計り歳出を制限していかなかったら、つまり行財政改革をしなかったら、ひょっとしたら再建団体に入っていくかも知れないというふうな答え方をしました。

だから、そういう危険性が今の国からの交付税削減等も踏まえてですね、あるわけなんです。ですから行財政改革を一生懸命やっていく、対応していくということを申し上げておるわけなんです。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね町長、本当に町長にはしっかりしていただきたいと思うんです。これは麻生さんが総務大臣のときにも、これからの市町村の地域の首長を選ぶときは、とにかく行政手腕がなければやっていられないよと、その時代が来たよと、それでその手腕を持ってない地域はもう格差がこないして広がるよと、これは言いましたよね。

そういうなかにおいて、これは我々有権者もそうです。選んだ人をやはり協力しながらやっていかなければならん。しかし、町長そのものがその行政のですね、あなたが先頭に立っていかなければならない姿勢は、私ら見えないんですよ。あなたも先ほど言ったように2万人を、2万人の町民たちのために何かしようと立候補したんでしょう。今のような、あなたは最初は自立論の町長やったね、合併推進者の塩谷町長は辞めて、自立のあなたが町長になったんです。だから発想的にもやり方も違って来るだろうと思う。

しかし、そういうもう時間がないんです。だからあなたも自立は捨てて合併を論者に沿ったような合併にしたら、合併したようなやはりあなたの発想、どういうふうに行ったらいいの、職員をどのように使っていくんだと、そして町の全体の町民に合併して良かったよと、言われる、声を出さずのがあなたの手腕だと思うんですよ。それをあなたね一切見えない、そこのところ答えていただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

まず旧紀伊長島町において、当初、私は自立を申し上げてですね、住民投票の結果、住民の意思を尊重するというで合併したわけです。あなたの目から見て大変私はこの何か行政手腕も至っていないと、それはそれでいいと思うんです。だけどあなた見えてこないとい

うもんですから、私は私の流儀で、やり方で頑張っているつもりです。

とにかく2万人の人たちの安全、安心を第一番に考えてですね、そのなかで財政を健全化していくということが大切だと認識しております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

時間はどれぐらいになったかな。

10分ぐらいになったら言うてくれるか。

議長

残り11分だそうです。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、本当に、今あなたの姿勢、行政手腕をどうのこうのというようなことは言ってない。だから麻生さんが言ったことをたとえて、だからあなたは高いほうのレベルになるように頑張っていただきたいと、それに関しては町議会も皆協力しますよ。職員もまたいう。だけどあなたもこうやって答弁も法の間隙なんてということは言わないようにしてね、やっていただきたいと思います。

そうして先ほど前者議員もあつたんですけど、この水谷建設の野々瀬の土砂採りの件ですけど、これは何回の見直しで何回の延長をなされておるんですか、延期願いを。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

来年の5月末で、その前に3月ごろ延期申請をいたしますと、3回目ぐらいですね。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

これは当初から事業計画等はまだ出てるんでしょう。事業計画等は水谷建設からもう出てるって、そして1期目に皆全量採るといふことのなかで採れなかったから、2回目の事業計画の変更で延期願いが出てきたと違うんですか、それどうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

水谷建設としては早急にその予定の 528万㎡、これを出そうと計画をしておりました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、今のさ僕は出そうという質問じゃないですよ。今まで事業計画を出されておって、それでそのなかで1回目にその全量を採れなかったから、2回目延期願いを出したんだろうと、だから私はその事業計画そのものを問いただすんで、採るとか採らんとかいうことじゃないんです。だから事業計画はどのようなものであったかということを知っています。

議長

事業計画がどのようなものであったかね。

11番 入江康仁議員

そう、そのなかで1回、2回、3回やったというから、今2回でしょう。だから次に3回やったって、まだ次があるわけですよ。だから僕この事業計画そのものがもともと、もう最初から違ってたんじゃないのかなということを知りたいわけです。だから事業計画そのものを最初の、当初の事業計画を報告していただきたいんです。

議長

そういう意味ですね。わかりますか、最初の当初の事業計画ということです。

奥山町長。

奥山始郎町長

事業計画というものは出てませんが、口頭の話でですね、できるだけ早くその予定分を出しますと、それからあとの跡地の利用についても整備についても文書で交わしております。

議長

ちょっとここで暫時休憩します。

(午後 3時 22分)

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 30分)

議長

それでは町長答弁お願いいたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

申し上げます。事業計画はこれまでいただいておりましてですね、私の勘違いで先般11月に水谷建設の代表者が来たときのことを想定しまして申し上げたことを、それは訂正をいたします。それで事業計画はいただいています。

岩石の種類及び採取数量は、砂岩、数量は1万 573.245 t、採取認可期間平成17年6月1日から平成19年5月31日まで、水谷建設株式会社代表取締役 河村尚様、三重県紀北県民局建設部長でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議事進行をお願いします。この事業計画は僕最初のときのを言うておるのですね。だったら最初のときから19年で、これはこの間のこと言っておるんじゃないですか、この間の。いやそうでない最初の事業計画はいつからいつまでだったかということなんです。それで2回、3回、4回とこう来ておるんでしょう。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

申し上げます。第1回目の申請、平成13年6月1日から平成15年5月31日、第2回目の申請は、平成15年6月1日から平成17年5月31日、今回の申請、3回目ですねこれでね。17年6月1日から今申し上げた19年5月31日までで3回です。

議長

内容は変わってないということですか、初回から。

奥山始郎町長

初回からですね、トン数は変わってきておりますね。

議長

その初回のトン数等も言ってくれという質問だったと思うんです。

奥山始郎町長

ちょっとお待ちください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この詳細につきましては担当課で申し上げます。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

はい、一番当初ですね初回ね。1,403万 2,415 tです。もう一度言います。1万 4,003万 2,415 tでございます。失礼しました、もう一度言います。1,403万 2,415 tでございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

事業認可は許認可はですね、林地開発が基本で、仮に採石場を認可、採るほうの採にね、砕いた石じゃない。これは建設事務所と、かつての林業事務所と、所管は分かれておって、基本は林地開発の認可のほうです。ですから本来の担当者産業振興のはずです。

それとトン数 1,400万というトン数ちょっとよくわからんのですが、528万^mじゃないですか、認可の数値は、トン数で出していますか、私初耳ですが。議長、私はそういうふうに

認識しておりますが。

議長

北村博司君の議事進行は執行部の答弁になりますので。

議長

ただいま執行部で資料を調べておりますので、暫時休憩いたします。

その場で。

(自席で暫時休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

議長

答弁を求めます。

広瀬産業振興課長。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

先ほどは建設課長って、今度はまた産業振興課長って、どないなっておるん一体これ。いやいや議長どないなっておるのや、きちんとしてくれやなあかんわ。答えはさっきは建設課長と言うておってさ、それあんた認めたんでしょう。今度は産業振興課長がもの言うて、どこが担当になっておるのそんなら。しっかりとそれ。

議長

よろしいですか、お座りください。お話を聞いたところによると、建設の部分と産業振興の部分とですわ、2カ所にかかわっておるらしいので、その2カ所について産業振興課長と、

建設課長と、それについての答弁をいただきます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

そやけど議長、それはおかしいよ。2つにかかわっておるて、どっちかが1つの担当。

議長

まずお聞きください。

11番 入江康仁議員

いやいやどっちかが、建設が主でサブ的に産業振興課なんか。それとも主は産業振興課でサブが建設なのか、ここをきちんとせなちょっとおかしいんでは。

議長

いや両方とにかかわっておるというか、産業振興課は産業振興課の部分がありまして、建設の部分は建設の部分あるということを知りましたので、ともかく一度聞いていただきたい。

11番 入江康仁議員

ちょっと議長待ってさ。あなたさっきさ北村議員がちゃんと産業振興課じゃないかというときに、いやいいよと、建設課やとあなた言ったんですよ。

議長

そのとおりです。

11番 入江康仁議員

そやろ、それで今度はさ、僕が質問しておるのさ、僕が。この人らと違うやで、そうでしょう。僕が質問しておるの建設課長が答弁、答弁くると思うたら、今度は産業振興課が出てくる、僕の判断どうなります。

議長

私が産業振興課と建設課長がですね、両方とその部分部分で違うという、今休憩中にいただいたので、そのとおり答弁させたいと思います。私が決定したので。

11番 入江康仁議員

それじゃ整理します。そんならこの契約部分に対してはどっちですか。

議長

私はそこは知りません。ですから挙手を求めております。あなたが質問したことに対して挙手を求めて今、産業振興課長が挙手をしたので挙手に従い、産業振興課長を指名いたしました。

11番 入江康仁議員

じゃ今度は契約するときはどっちが主になるのですか。

議長

私は執行部ではありませんから、それに答えるのも執行部だと思います。

11番 入江康仁議員

そうじゃなくてさ、どっちかが。

議長

ですから、まずは答弁をお聞きください。

11番 入江康仁議員

先に聞いてください、どっちが担当になるか、議長。それが筋でしょう。どっちが担当になるかというのは議長、あんたが判断するのじゃなくて、こちらがでしょう。

議長

ですから挙手を求めました。

それでは産業振興課長の担当ということですか。

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

林地開発について産業振興課から答えさせていただきます。

開発行為にかかる森林面積といたしまして 14.3581haでございます。あと建設課長からお願いいたします。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

土砂採取につきましては建設課担当でございます。

今回の採取量、当初の採取量は先ほど申しましたように 1,403万 2,415 tでございます。tで採取量の決定をいただいております。以上です。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからこれが先ほどの町長の答弁だと、13年6月に初めての契約を15年の5月31日までです。これが次に延びて15年6月1日から17年5月まで延びた。このときにはどういうよう

な事業計画の変更があったのか。

そして最終的に言っていきますけど、19年の5月31日まで、今回ですか、これは。ここまでは私言っていないですけど、前回のときのそしたら、その契約内容はどのように当初と変わったのか、ちょっとそこ町長答弁願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

申し上げます。第1回目の採取量は今課長が申しあげました1,400万某ですね。第2回目は1,057万3,245tでございます。そういうふうになりました。

11番 入江康仁議員

それ採ったの。

奥山始郎町長

採ったんです。採りました。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

次のこの延期、これ延期願いは採って延期願いになったの。残りはまだ残っておるわけなんですか、それがどういう条件で延期願い出てきたんですか、今回の。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今回の延期願いはまだ見ておりませんが、これまでの経緯で説明しますと、私の記憶では採取立米でいきますと528万 m^3 が当初の計画です。それが大体、今の約200万 m^3 が採出されました。あと328万 m^3 が残っているという頭にあります。そういう現実です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議事進行、今見てないと言うたけどさ、町長。これ17年5月31日にもう終わっておるのでしょう。それで17年の6月1日から19年の5月31日ということになっておるんでしょう。そ

れあなた事業計画見てないの、出してないの、それで延期願い出しておるんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これは見ているんですが、私が先ほど申し上げたように、今回11月に来たときにこの書類は出してないんで、向こう水谷建設は。それで勘違いして申し上げたということを発言しました。そういう意味なんです。だから間違いましたということです。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行、それじゃどれが正しいの、そんなら。議長わかる今の答弁、わかる。

議長

ちょっと明確に、町長、私もちょっと理解しにくかった。

それ間違えたということじゃなしに。

奥山始郎町長

私が採取計画がないと申し上げたんですね、最初。一番最初、あなたの質問に対して、それが私の勘違いで11月に向こうから来たときには出てませんから、それを勘違いで申し上げた、それは間違いという意味です。

議長

一番最初の答弁がね。

11番 入江康仁議員

違うよ。議長、議事進行、私か言ったのは先ほど町長あなたが言った言葉ですよ。ちょっと聞いてね。議長も聞いておってよ。最初の契約やったのは13年6月から15年5月31日まで。2回目の延期願いのなかでということは、15年の6月1日から17年の5月31日までと、言いましたね。町長。そのなかであなたこれで1万どんだけかを採ったと、そうして私が言ったのはこの17年5月31日からもう一つ延期願いを出してきたのは、19年の5月31日までのことを言ったんでしょう。それをあなたはこれ計画書、事業計画見てないと言ったから、私はあなたの見てないのに何で延期願いがあなたしたんですかということをおっしゃるんですよ。

議長、わかっていただいたでしょうか。そこのところ明確に答弁をよろしくお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほど申し上げたとおり、私の勘違いで申し上げたということで訂正します。

議長

その17年6月1日から19年5月31日までのやつをですね、見てないとおっしゃったから。

奥山始郎町長

それは訂正します。

議長

その部分を訂正ですね。

11番 入江康仁議員

そしたらその内容を言うてくれたらいい、内容を。

奥山始郎町長

申し上げます。2回目から17年の6月1日から19年の5月31日までの間は、ほとんど採ってないんでほぼ今申し上げた1,057万3,245tとほぼ同じ数量ということです。出てないという。

11番 入江康仁議員

またそれをしないで、延期願いをまたお願いしますということを言うてきたということ。

奥山始郎町長

そういうことです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

当初から僕はこの問題よく知っておるんでね、入江議員さんも知っておるけれども、ちょっとわからない部分もあろうかと思うし、またほかの議員さんも初めての方もあろうかと思えますけども。

議長

ちょっと議事進行の発言ですので、申し訳ない説明に関しては。

1番 東篤布議員

じゃ本題に入ります。

議長

いやいや。今は入江議員。

1 番 東篤布議員

嘘の資料説明してもらったら困る。当初、一番最初は一番最初は立米できておったんです。

議長

ちょっとお待ちください。暫時休憩いたします。その間にですね、きちっと。

(午後 3 時 55分)

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4 時 02分)

議長

答弁をお願いいたします。

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

大変申し訳ありません。トンと立米といろいろ出しまして、統一した立米の単価で報告させていただきます。

当初は、平成13年6月1日から平成15年5月31日までの期間で、三重県から採取契約認可申請に対する許可をいただきました。その採取量ですが、当初は 528万 m^3 の計画でございます。

2回目の申請は、平成15年6月1日から平成17年5月31日の期間で認可をいただきました。現在は 528万 m^3 のうち 200万 m^3 を搬出しておりまして、残量は 328万 m^3 でございます。

以上です。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、今のね事業計画に対して、また今回11月に再度延期、5月31日期限の再度延期を申し入れてきておると、だけどね町長これ当初からですね、もうずさんな事業計画だったと思うんです。1回は許されても2回、3回と許されないのが行政ですよ。そういうなかで今回また延期願い出した場合、町長としてはどういう意見を付けるのか、そこをちょっとお聞かせください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員ご承知のように、このようにあれから6年経っていますよね。それをまだ山に土が残っておりましてですね、これにかかわる会社もそれを予定数量出して撤退したいというふうな考えでありますことから、私としても今回も速やかにその業務を遂行してもらうように考えております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それは確かに相手企業もあることですから、この際ですね、そんなら町長といたしまして、本当に町の財政の逼迫もですね、訴えてですよ。そしたらこれからこの延期願いで採る残量に対しての、やはりこれお金の問題になってくると思うんですけど、それをですねどれぐらいの見積の価格でおるのか町長、それを。

それで先にもらえないのか、ちょっとそのところを答弁お願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのあと 328万㎡についての価格については、私が想像では申し上げられないしね、確実な情報は得てません。以上です。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからね、そのなかでどういう、そんならわからないような状態では、もうこれ延期できないと思いますが、どうですか町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それはですね業界の、町レベルで知ることができないところでの商いだというふうに認識しています。それでそれがわからないというか、発表できないのが商売上、致し方ないのではないかと、そういう理解をしております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、そのあなたの答弁は常にねグレーゾーンのようななかった、商売の関係のなかですすよ、言われなとか、そういう事業計画等のね、企業のほうとしては必ず事業計画立てる。出さなあかんわけでしょう。それを相手の企業によって言えないとか、何か裏工作があるように、だからいろいろなお金に関する噂も出ているんですよ。だからこれはもう早く解決したほうがいい。もう駄目だったら駄目で一旦切ったらどうですか、そこはどうですか、町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これまでの経緯があってですね、途中で切るということも大変難しいのではないかと思いますね。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではもう今回のこの5月31日、19年度のね。それに対しての延期願いも議会にきちんと出してください。そして皆で考えていこうじゃないですかね。

それで次に入ります。産廃問題に関してなんですけど、先ほども町長経過等についてはそのとおりでございます。それで今後の取り組みについてのところでございますが、一旦、最高裁判所で破棄差し戻しになったものが、名古屋高裁で町が敗訴になったと、そのうえもう

一度上告した経緯がありますよね町長、どうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今回、上告することは行政側の責任としてですね、やるべきであるという説明をさせていただいた結果、議会でもお認めいただきました。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あらゆるね、行政機関において、大半は最高裁の破棄差し戻しにおける敗訴した場合は、行政側においてもですよ、刑事事件でも上告は大体取り下げております。止めております。それは税金を使うからです。そのなかにおいて助役、ちょっと助役にも聞きたいんですけど、あなたはやはり県から来て、県の条例のこれは県の知事の権限の範囲です。これに対して町がこの水道水源保護条例をつくって、ねらいうちで止めたということはその判例にきちんと書いてあります。

そのなかで私はあなたは早稲田の法科出ているからということを知っておりますので、そういうことなかで、こういうね問題があるから町があなたを要請したのではないかと思っております。そういう意味のなかで最高裁の差し戻しにおいて敗訴した場合、行政として上告した。それで再審というのですか、受理されるということは再審になると思うんですけど、なった事例がありますか。

議長

北村助役。

北村文明助役

確かに私県から来ておりますが、県庁に入ってからですね、法学部は出ておりますが、法律家になるようなですね、深い法的なものを知っているものでもございませんし、県庁に入ってからですね、私の経歴を見ていただきますと、ほとんど財政、あるいは企画、あるいはですね観光振興といったような部署を歩いてございまして、法律とはほとんど関係のないといえますか、地域振興的な部分をですね歩いてまいりまして、今回のような法令の部分についてのちょっと見識は、ちょっと私自身持ち合わせていないのが現状でございます。

おそらく町長はどういう意図で私を県庁から呼ばれたのかというのは、ちょっと承知をし

ておりませんが、おそらく今までの私の県庁のなかにおけるですね、経歴とか経験とかを買われて呼ばれたのではないかなと、こういうふうに認識はしておりますが。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議事進行、私は今その助役に言ったのは経歴等を答弁でいただきたいといった質問じゃないですよ。ただ、早稲田の法科を出ておるからということで、よく知っているだろうということで僕は質問したんです。経歴は経歴でようわかりました。

しかし、私の言っている一般論としてですね、これが最高裁で差し戻されて、一旦敗訴になったものを上告して引っ繰り返ったような事例があるかと、そういう部分に対しては助役、これは当然あなたもこれぐらいの単純なあれはどうですか、法科の学校の範囲内です、習う範囲だと思うんですけども、そここのところ経歴とか言っておるんじゃないんです。私もうそこまで言うんだったら経歴のそこは削除しますから、この部分だけきちんと県のあれをね。

議長

北村助役。

北村文明助役

残念ながら私のです、知識ではそこがどうなのかというのは、ちょっとわかりません。

そういうことは、そこまで学んでいないということでございます。申し訳ございません。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それでは町長と助役と収入役と、この三者ですね、三役でこの上告するときに約 700万円ぐらいのこの、700万円ぐらいじゃない、700万円近うだったかな、それに対する予算をやはりこの議会で当初諮ったと思います。そのときにあなた方は顧問弁護士というものがおりながら、これはどうだということは議論しなかったんですか。

まして顧問弁護士からはどういう指導というか、あったと思うんですよ。そして私も議会でこれ3月の議会だったと思います。当初予算のときに一番先に議案で出してきた時間がなからということで、海山の議員たちもそうです。我々はわからない、わからないで手を挙

げて議案を採決しておるのは、僕ら目の当たりにしています。

そういうなかで、我々議員も考えなければならぬ問題なんですよ、これ。知らない知らないで町民にも説明できないような議案に税金を使うことに議員そのものが手を挙げるというのもおかしい。そういうところの顧問弁護士を交えての議論はなかったんですか、なかったんだったらおかしいよ、これ。答弁願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この上告審につきましては、これまでいろいろ相談し、指導を受けた弁護士先生方と相談はいたしました。それがほとんど私がいたしました。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長それは、この重大なことをね、あなた一人がというのはそれはちょっと答弁にもちょっとおかしいと思いますよ、答弁には。これ重大なことですよ。それじゃ顧問弁護士からどのような指導をいただいたんですか、答弁願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

指導といいますか、上告する権限があるということはまず1つですね。それで上告が認められたら全力を尽くすということで、そのように議会の皆様方に説明をいたしました。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

当然そのときにですね、顧問弁護士としてはこれはこうだよと、いろんな不明書等は私らも入手しています。それに対してはですねいろいろなことを書かれておる。これが今の顧問弁護士の楠井さんです。今回のこの上告するにあたってですよ、弁護士も3人であったのが、7人も8人も立てて名前を連ねて、約700万円になっておる。勝てる裁判であるのだったらいいですよ。

だから私は、行政というものは常々言うておるように法を守り、法を正しく執行して、何

人にも平等にやっていたら裁判司法においても負けるはずない。これが私の信念です。それを最高裁で破棄差し戻しということは、これはもうはっきり言って答えが出ておる。今日皆にこれを資料を出してあると思います。そのうえわかっておってですよ、あなた個人の700万円だったらどうします、これ。700万円て大きな金額ですよ。先ほど私はたかが42万円と言ったけれども、42万円も一般の人に対しては大きな金額です。あなたはそれを湯水のように使っておいてですよ。そして逼迫した行政だ、福祉を削った、何を削ったと当初予算に対してですよ、つくったという、これはちょっとおかしいんじゃないですか。そこのとこどう考えますか、町長。

議長

入江議員、時間があと少しですので。

奥山町長。

奥山始郎町長

私の立場はですね、町民の皆様方に命の水をですね、安定的に供給していくのが私の責務だと思っております。そういうわけで、この上告を私は決めさせていただいたし、それを諮らさせていただいた。そういうわけです。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃその水道水源保護条例の今のすり合わせはどうなってます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほどの答弁で申し上げたんですが、旧長島町で産廃訴訟が係争中であるため、代理人の弁護士の方々と協議しまして、それぞれ暫定的ですね、暫定的に引き続きその条例を施行しております。そういうふうに考えております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのですね、暫定的ではないんですよ。この紀北町は1つになったんです。紀伊長島町と都合の悪い、あなたのいつも言っているようなグレーゾーンとか、法の隙間とか、そうい

うことでこれやっておるんですか、1つの町で2つの条例があるというのはおかしいんですよ。すり合わせをやっていない。これもおかしい。それじゃ係争中になったら司法と行政は別ですよ。それが終わるまでそんならその条例がストップするんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ストップするわけではないんです。合併するまで、前はですね旧紀伊長島町の水道水源保護条例があり、海山町にもあった。それをそのまま機能して暫定的にそれをやっているということなんです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今のはね、暫定的にて全然答弁になってない。私は議長聞いてくださいね。今回のこの1つの町に2つの条例というのはおかしい。当然、司法と行政は別だと言っておるん。そしてこの最高裁の判例にもあるように、きちんと機能しておることが前提ですとなっているんです。これ今のまま機能していますか。

そういうことにおいて、実際にそんならこれ人権差別しておるのも同じですよ。海山ではそんなら優遇措置をしよう。長島では優遇措置はしない。町民にわかりやすく説明したらこういうもんなんです。だから海山ではできた、紀伊長島ではできない、条例によって申請を何も違うと、こういうような町行政そのものが異常なんです。だからそこを明快にですね、明快に暫定でそんならとおるのか、とおらないのか、暫定というのはね、これ自治法で合併のときに自治法で認められておるのは、約1年ですよ。1年です。暫定という言葉はね。その暫定はどこまでそんなら暫定というのか聞いてください。終わるまで暫定なのかどうか、そこを明快に答えさせてください。

議長

入江議員に申し上げます。2つの条例おかしいということですので、町長は暫定的に行っているという答弁ですので、一応暫定的に行っているということの答弁だと思います。

11番 入江康仁議員

きちんと答えさせてくださいと言っておるんさ、議長。

暫定でというのは僕の質問の内容の趣旨にちょっと反しておるもので、暫定では。

議長

そこ趣旨に反しておるのというのは、簡潔にでは議事進行で結構です、おっしゃってください。

11番 入江康仁議員

議事進行で、そんなら町長に暫定と認められるものなのか。認められるんか。暫定というのは、ちょっと待ってよ。あなたちゃんと把握してないようだから、この水道水源保護条例だけじゃないんですよ。暫定というのはこの条例ができるまでの暫定期間なんですよ。これができるまでの。これができてしまったときの一部を除いての暫定は認められないですよ、これ。司法と行政というのは別だということも十分これ認識していただきたい。これは議長、あなたたちが議決した条例ですから、これ自体がおかしいんですよ。そういうとこできちんと答弁ください。

議長

それではですね町長、暫定が認められるのかということですね、暫定的に行っているだけでは答弁が不十分だという議事進行ですので、答えられますか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

議事進行の議事進行というのはおかしいですが、あえてちょっと議長にお伺いしますが、この議事進行の対応ですね、理事者に求めるというのはやっぱりおかしいと、そこはやっぱり議長が町長なり助役やら産業課長に聞いて答えてあげるか、それとも議事進行で適切なのかどうかということの判断をしていただきたい。そのように思います。

議長

わかりました。ちょっとお待ちください。議長がまず優先的に話します。

確かにね、私からも求めること自体がおかしいので、ですから暫定的に行っているということですね、今、入江議員が暫定ということは認められるのかどうかということですね、もう少し突っ込みたいということですので、それが認められるかどうかと、認められないとか認められるとか、きちっと答弁できますか。

奥山町長。

奥山始郎町長

私は答弁申し上げましたのは、係争中であるため、代理人の弁護士の方々と協議しまして、それぞれ暫定的に引き続き施行しているという答え方をいたしております。そういう考え方でございます。

議長

答弁と認めます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

先ほどね、入江議員はあんたらは議決したやないかと言うてますが、これは議決してません。この条例は、暫定施行は。合併後に、だから議長が一番よくご存じのはずで議決してない、これはいつのまにか例規集に入っていたので、私も気がつかんだぐらい、これ。議決してません、暫定施行というのは。ですから議長はご存じのはずですから、否定してください。議決しておりません、これ。議決しましたか、この水道水源保護条例の暫定施行はしてませんよ。

当初に、ひとまとめに百何十件かしたときになかったですよこれは。暫定施行の承認はしていないはずですよ。局長、あなた覚えてない。

議長

ちょっとお待ちください。局長よりわかりますか。

6番 北村博司議員

議会事務局長は知っている。議決してないはずや、これ。

議長

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

ただいまの北村議員さんの議事進行に対して、議会事務局から答弁させていただきます。

確かに言われますように、条例につきましては専決処分させていただいた部分については、職務執行者によって専決処分がなされ、10月の20日でしたか、初議会において議決はされました。ただし、この水道水源保護条例につきましては、町長執行者の告示によるものということで、取り扱いがされたものでございまして、議決は議会においてはしておりません。

議長

議決はしてないという確認ですね。議会はしてないということ、今、事務局長がお話させていただいたとおりでございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃさ、私の質問は議決したというもとで質問しておるのにさ、議決してないというのやったら全然違う。それに対しての答弁もこれ全然角度が違ってきますよ。それは私の前の、議長こっちちょっと向いて、私がしゃべっておるんやで。

議長

ちょっとお待ちください。

議長

暫時休憩。

(自席で暫時休憩)

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この私の答弁のなかで、議決をいただいたというのは、上告の訴えの提起について議会の

議決を得たという意味です。以上です。

議長

よろしいですね。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

議事進行で質問じゃないの。

11番 入江康仁議員

議事進行じゃないの、さっきのそんなら答弁違うたことについてだよ、暫定政権つかって
おって私質問しておったわけでしょう。

議長

暫定政権、ちょっと意味がよくわからない。

11番 入江康仁議員

暫定施行したということを言っているじゃないですか、そやろ訂正したんだから、それは
そんなら私の質問も削除してくださいというの。

議長

訂正してないでしょう。訂正してないです。

11番 入江康仁議員

いやいや暫定施行であるというのならばですよ。そしたら質問の違うよ。そんなら私の質
問は。いいですか。

議長

質問をお願いいたします。

11番 入江康仁議員

そんだらね、期限付きの暫定施行であるというならば、根拠と法令あるいは通達を明示し
てください。

議長

もう一度、根拠と法令と何とおっしゃったですか。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね根拠と法令、あるいは通達、どのようにしたら皆にわかるようにしなければならな

いでしょう。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それではですね、地方自治法施行令第3条を申し上げます。

普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により、当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例、または規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例、または規則を当該普通地方公共団体の条例、または規則として当該地域に引き続き施行することができるということです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今のをちょっと読まれても私わからんので、ちょっとコピーとって資料としてください。

議長

コピーぐらいならすぐとれます。

議長

暫時休憩します。コピーのあいだ。

議長

会議を再開します。

議長

入江議員、質問よろしいですか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

この意味はわからんで、十分ちょっと説明していただいでください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これはですね、水道水源保護条例の暫定施行について、合併協議会におきまして提案し、承認をいただいたものです。水道水源保護条例につきましては、現在、旧紀伊長島区で産廃訴訟が係争中であるため、代理人の弁護士の方々と協議しましたところ、現行のままでということで、それで地方自治法。

議長

根拠のところで、それをかみ砕いて言ってくれと、基づいてしたんならしたで、それらについてかみ砕いて説明していただく。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この第3条施行令の解説については、私は専門家じゃありませんので、弁護士先生に、弁護士やないとわからんのやないか、できないのやないかな。と思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、あのね本人がわからないような答弁をしてですよ。これあんた認めるの。本人がわからない、弁護士と相談してって、そんな馬鹿な答弁ないでしょう。自分がわからないことを第3条を読めと言うて、財務課長に言われて読んでおるだけですか。

議長

弁護士と相談。

11番 入江康仁議員

弁護士と相談じゃないでしょう、これは。

議長

私に質問してもらっても困る。

11番 入江康仁議員

弁護士に相談する答弁ですか。

だからさ、自分とが答弁できないような、内容説明できないようなね、自治法第3条の、3条ってこれを言ってですよ。わからないではちょっと具合悪いんじゃないですか、議長。私説明、答弁する人がわからないもん僕にわかれって、こんなもん無理じゃないですか。議長そのところ明快にさ、ちょっと名議長の采配でよろしくをお願いします。

議長

町長、再度、先ほど言ったことを、地方自治法とその弁護士その相談等のことを、再度お答えいただいたら。

奥山町長。

奥山始郎町長

ここに第3条ありましてですね、これ入江さんの質問は専門的に解釈するんじゃなくて、私が一般的に解釈してよろしいんです。解釈というか、この説明というのは、この条文を読めばそのまま説明にならないかな。弁護士がこれを教えてくれたんですから、それで必要な事項につき条例、または規則が制定施行されるまでの間は、従来その地域に施行された条例、または規則をその普通地方公共団体、つまり町ですね。団体の条例、または規則として、いわば紀北町ですね。当該地域に引き続き施行することができる。引き続いてその条例が施行する、できるんだということですから、この暫定的に旧の条例が生き、施行ができるという意味と私は受け取ってます。

議長

町長の答弁終了いたします。

11番 入江康仁君、質問よろいですか。

11番 入江康仁議員

まだ手挙げておらん。今の答弁なってないからさ、質問できんやろ、そやけど。

議長

私が答弁と判断いたしました。ただいまのは。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行、そんならあんたから説明してくれ。このわからんのや。

議長

私が説明するんやなしに、執行部の答弁として認めました。私はこういったことに質問される立場ではありません。この条例を説明しろとか。

11番 入江康仁議員

議長、あなたねちょっと議長職勘違いしておるんや。

あなたは議事の進行をする、妨げないようにするのはよくわかるけど、あなたは私の質問の内容もわかりね、答弁も一致する、答弁さすのもあなたなんですよ。これ本人がわからないという説明してくれといたら、わからないという。

議長

わかったと今、答弁しました。そのうえでということで、この条例に関して基づいて行ったと、暫定的に行ったと答弁しました。

11番 入江康仁議員

そんな説明で皆わかるかな、町民もこれ皆見ているんですけど。

議長

とにかくそれ答弁と認めましたので、そのようにご了解いただきたい。

11番 入江康仁議員

そうですか、それでは議事進行で、議長、あんたのねあれも立てますわ。

議長

よろしく願いいたします。

議長

11番 入江康仁君、質問よろいですか。

11番 入江康仁議員

それじゃ今の第3条の必要な事項につき、条例または規則は制定施行されるまでのあいだ、このあいだはどこをさすのですか。規則も決まっておるんやろ、施行規則つくっておるのやろ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お答えします。この施行されるまでのあいだというのは、新しいその紀北町の水道水源保護条例ができて施行するまでの間という意味、それまでの間という意味でしょう。私はそう

理解しております。

議長

11番 入江康仁君、質問よろいですか。

11番 入江康仁議員

じゃこの暫定施行というのは何ですか、これできているんじゃないですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

だからそれはそれぞれ旧紀伊長島町と、旧海山町の条例ですから、それがまだ紀北町として1つの条例になってないわけなんですよ。それでいいので、そうでしょう。だから必ず適切な時期において新しい紀北町の水道水源保護条例ができますよ。そういう意味です。

議長

11番 入江康仁君、よろしいですか。

11番 入江康仁議員

ちょっと不満があるけど、これそしたら2つの条例はどないして解釈したらいいの、私ら議員に。町民から質問受けたときにですよ、どのような説明したらいいんですか。どちらの条例を使うんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのような事態が発生したときには、専門家に相談をします。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行、今の答弁あなた聞いておってどうですか。そのときに問題に出たら、専門家に相談します。馬鹿なこと言うたらあかんよ、これ。これが施行するのは町長ですよ。執行者ですよ、この条例のあれは。何、その問題があったときに相談しますって、どういう意味ですか、これ。議長わたしもうわからんようになってきたよ、本当に。だれがこれ施行するの、だれ、町長がわからんでだれがわかるの。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あのですね、条例の施行にあたって間違いないようにしたいからです。

基本的にはですね、旧紀伊長島区で持ち上がった事件については、事柄についてはその紀伊長島町の条例で対応する。それから旧海山町で発生した事柄については、その条例で対応するのが基本だと思いますけどね。

11番 入江康仁議員

それは議長、答弁になってない。

議長

いや私は答弁と認めます。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行、そうだと思いますがというような答弁ってあります。

議長

私はそのように感じます。

11番 入江康仁議員

ちょっと議長、ちょっとおかしいんじゃないの。これ大事な法律のね、根拠を示して答えんならんべきものをですよ、私は相談せんらんとか、またそうだと思いますとか、本当は執行者なんです。きちんとこれはこうです、こうですって我々に説明していかなですよ、いかん案件ですよ。

議長

まだ少しありますので、町長に質問してください。

11番 入江康仁議員

いやいやいや少しじゃない、あんたにもちゃんとしていかなあかん。議長、私は名議長やと思っとるんやでな、そういうような答弁になってないもんも答弁させて、答弁と認めるあんたもおかしい。

議長

いやいや私は今のは答弁です。

11番 入江康仁議員

私は、あんた議長権限でぼんぼんぼんぼんやったらあかん、そんなこと。

議長

十分に考えたうえでやっております。

どうぞご質問をお願いします。

11番 入江康仁議員

これまで暫定施行やっておるなかですよ、2つの、1つの町のなかで2つある。それを問題が起これば相談しますよ。相談しますってだれと相談せんならん。各課課長だれと相談するの、そんなら。窓口になった課長は。

議長

そういう答弁はしてないと思います。

11番 入江康仁議員

相談すると言ったじゃないですか、今。

議長

だれと相談するとは言ってなかったです。

11番 入江康仁議員

だからだれと相談するのやというの。それでね各課課長。

議長

町長、だれと相談いたしますか、明確にお答えください。

奥山町長。

奥山始郎町長

その今申し上げたとおりの間違いがないように、適正にこれに対応してまいります。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それなら3条にってますね、これ必要な事項につき条例、または規則が制定施行されるまでのあいだとなっています。ここはどういうことを指すんですか。

議長

先ほど質問いただいて答えたと思います。

11番 入江康仁議員

いやさ答えてないから再度しとんの。

いつまでにという。

議長

時期は明言しなかったですけど、新たなる条例ができまでという答弁されたように、私は聞きました。

11番 入江康仁議員

議事進行、あいだということは、この規則と施行は今決まってないかということ。だから決まっておるんでしょ。だからあるんでしょ。だから規則と施行が決まるまでとなっておる。だから今度は町長の答弁としてはですよ、長島は長島、海山は海山で施行規則も規則もつくっておるんでしょ、これ。それならもうあいだってないじゃないですか。

議長

ちょっと質問の意味がちょっと。

11番 入江康仁議員

だからあなたもやっぱりこの皆、条例の解釈わからなくて質疑できんでしょ。

議長

あなたが質問者ですから、あなたが。

11番 入江康仁議員

だから私が言っているように、この必要な事項につき条例、または規則が制定され施行されるまでのあいだ、あいだと、従来その地域に施行された条例、または規則を当該普通地方公共団体の条例、規則として、当該地域に引き続き施行することができるとな。引き継ぎできるとなっておるんや。そんなら何で暫定にせんでもきちんと決めたらええんじゃないの。

議長

それこそ質問になります。

11番 入江康仁議員

あんたから聞いてほしいもんでな。

議長

いやいや私から聞くようなことではございません。

11番 入江康仁議員

そこのと今再度どこを引き継ぐんやろ。

要はね、議長、すり合わせとかそんなもん、もうやってなきやいかんということよ。はっきり言うて、司法と行政は私は違うというている。

議長

それは入江議員申し上げます。質問の範囲に入りますので。

奥山町長。

奥山始郎町長

前にも申し上げたんですが、この施行されるまでのあいだというのはですね、新しい紀北町の水道水源保護条例ができるまでのあいだという意味ですからね。新しい紀北町の1本の水道水源保護条例ができるまでの間という意味でしょう。だからそれまでは暫定施行で両町の、旧の条例を施行しますという意味です。そういうことです。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからその、そんなら作業がどこまで進んでおるのですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

まだ、とりかかってはいません。

11番 入江康仁議員

私は言っているのには司法と行政は別やということは言ってません。

だから今やってないということは、やる気がないんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

やる気はあります。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いつまで。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

新しいそのいつまでということは申し上げにくいけども、その状況になったときにご理解していただきたい。しかし、やる意思を十分持っていますから。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

なったときってさ、これ条例でしょう町の。一本化にしなければならないと、もう自治省から通達も来ておるんでしょう。せないかんと、それがなったときというのはいつなるんですか。それならこれずうっとこれほりっぱなしですか、そこを明快に教えてください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それはいつになるかはわかりませんが、係争中と申し上げておるもので、その結果次第ではないですか。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

じゃ係争が終わるまでなぶらないということですか。明快に答え。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そういうことです。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

これは本当に議長、大変あんたこれ大きな返事しましたよ、これ。大変なあれになると思います。それで済む問題じゃないですよ、町長。もっとねあなたも執行者ですから。

議長

11番 入江康仁君に申し上げます。

時間になりましたので、終了していただきたいと思います。

11番 入江康仁議員

ちょっとだけくれるわけそれで。

議長

3分もカウントしたうえでの終了時間でございます。時間をお守りください。

11番 入江康仁議員

そう、じゃもう少しだけ、質問は締めくくります。あなたも締めくくる前に。

議長

1分以内に締めくくってください。

11番 入江康仁議員

わかりました。そんなら町長、やはりね、あなたはやはり法の紀北町でいうたら、法の番人です。執行者です。やはり法を遵守してやらなければ何もかもできないと、そしてあなたがその姿勢を見せなければ、各課課長も困るんですよ。だからやはり法の遵守というのは、公務員の第一前提です。

そういうなかでね町長、私もあなたに文句ばっか言っているんじゃないんです。協力するところはします。ただあなたが間違いのない、正しいやはり行政をやっていただきたい。一つの偏りは絶対許されないとことを私言いたいんです。

だから何人においても平等にやっておれば、私どもも協力します。ね、そういうことから、まだ1年初めてなったんです。これからです紀北町は。だからあなたのさらに私らも本当に期待しますんで、また助役、収入役、補佐もちゃんとしたってくださいよ。各課課長も皆これ終わったら、当初予算にやると思いますので、よろしく願いいたします。

議長

これで入江康仁君の質問を終わります。

議長

お諮りします。

本日の会議はこれにて延会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

なお、北村博司君ほか5名の質問者につきましては、明日12月20日、午前9時30分からの日程といたします。

議長

次に報告をさせていただきます。

去る12月13日付で、提案者である奥山町長より今期定例会に上程されました議案第94号と、議案第95号の2件について撤回の申し出がありました。

この2件については、すでに本会議において議題となり、委員会に付託されておりますので、総務財政常任委員長に対し、議案の審査を中断していただくよう申し伝えております。

議案撤回の申し出の許可については、議会に諮ることとなります。

本件の取り扱いについてであります。日程等につきまして議会運営委員会に協議をお願いし、決定をいただき、本会議で諮ることになりますので、その旨、ご報告申し上げます。

何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

議長

以上で報告を終わります。

議長

それではこれで、本日はこれで延会します。

どうもご苦勞様でした。長時間ありがとうございました。

(午後 4時 57分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年3月7日

紀北町議会議員 尾上壽一

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 北村博司